

3 月 6 日 ( 第 4 号 )

# 令和8年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和8年3月6日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	4
（一般質問）	
内田香織	4
寺脇直子	12
西美江	20
林和利	28
中川敦司	38
（総括質疑）	50
第3号議案	豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件
第4号議案	豊能町環境基金条例制定の件
第5号議案	豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件
第6号議案	豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例制定の件
第7号議案	豊能町職員旅費条例改正の件
第8号議案	町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条 例改正の件
第9号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
第10号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件

- 第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件
- 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用  
に関する条例改正の件
- 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基  
準を定める条例改正の件
- 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることに  
ついて
- 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）  
の件
- 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2回）の件
- 第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件
- 第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘  
定予算の件
- 第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所  
施設勘定予算の件
- 第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算  
の件
- 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予  
算の件
- 第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

散 会 の 宣 告 ..... 58

## 令和8年豊能町議会3月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和8年3月6日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1番	西 美江	2番	内田 香織
3番	林 和利	4番	高野 光一
5番	池田 忠史	6番	才脇 明美
7番	中川 敦司	8番	寺脇 直子
9番	管野英美子	10番	永並 啓
11番	小寺 正人	12番	秋元美智子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

## 議事日程

令和8年3月6日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件  
第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件  
第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件  
第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例制定の件  
第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件  
第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条  
例改正の件  
第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件  
第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件  
第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件  
第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件  
第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用  
に関する条例改正の件  
第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基  
準を定める条例改正の件  
第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることに  
ついて  
第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）  
の件  
第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2回）の件  
第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件  
第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘  
定予算の件  
第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所  
施設勘定予算の件  
第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算  
の件

- 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

開議 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて50分とします。

内田香織議員を指名いたします。

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

2番・無所属、内田香織です。一般質問させていただきます。

隣接する箕面森町との行政連携による子育て、公共施設利用の充実についてお尋ねします。

本町と箕面森町は、行政区域は異なるものの、買物、通学、医療など、生活圏が連続している地域であります。特に子育て世代にとっては、どの自治体の施設かというよりも、行きやすい場所に必要な支援があるかが重要です。

そこで、本町と箕面森町との間で子育て支援事業における施設利用やイベント協力、また、シートスや公民館などの公共施設利用料金について、行政連携を進めることはできないのかということで、一つ質問します。

箕面市は公共施設予約システムを使っていて、市内市外の方が登録できます。パソコンやスマホから、施設の空き状況の確認

や予約申込みができます。支払いもオンラインでできます。正に、私が12月の一般質問の公民館のデジタル化による利用促進と利便性の向上についてを実施しています。

森町の住民の方も、豊能町の住民と同じように利用できるようにする代わりに、既に運用している箕面市のシステムを導入して共有することは行政ルール上難しいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

子育て支援事業における施設利用やイベントにつきましては、例えば図書館におきまして、令和4年2月に、豊能町・箕面市図書館相互利用協定を締結しており、両市町の住民は、登録すれば、居住している人と同条件の図書館サービスを受けることができます。

豊能町の住民の方は、箕面市の図書館が所有する電子図書を含めた図書を予約し豊能町の図書館で受け取ることができるほか、豊能町の住民の方が、箕面市の図書館を利用して所蔵の書籍等を借りることも可能です。また、豊能町の図書館が実施するおはなし会などの講座、行事をはじめ、実施している子育て支援事業についても、豊能町の町民と箕面市民の区別なく参加が可能です。こういった箕面市との共同利用の形については、今後またできるところから考えていきたいと思っています。

箕面市の公共施設の予約システムを使えるかどうかというところですが、まず、箕面市の公共施設は、金額の違いはありますが、箕面市民の方若しくは箕面市以外の方も利用することができます。箕面市外の方が利用することにつきましては、この箕

面市の公共施設の利用システムを利用することができます。ただ、例えばここで豊能町にある、例えばシートスであるとか、いわゆる豊能町の公共施設を利用する場合、この場合につきましては、箕面市が契約しているシステムというところになりますので、今後豊能町の公共施設を登録する場合は、豊能町がその公共施設のシステム業者と何らかの形で契約をすることになり、何らかの費用負担が伴うのではないかというふうに考えております。

今後そういうことができるかどうかにつきましては、豊能町の費用負担とその効果につきまして検討しなければならないというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

ありがとうございます。

まだ今は無理ということですけども、いつかもうちょっと便利な世の中になってほしいなと思っています。

続きまして、先ほどもありましたけれども、子育て支援に関して、子育て支援センターすきっぷですとか、育児の日やファミリーフェスタのようなイベントのときは、豊能町の予算でいろんなイベントを開催しています。箕面森町の方も利用されています。参加者から利用料は取れませんけども、そういったイベントにはやっぱりお金がかかっていますので、箕面市からの援助や協賛という形は取れないのでしょうか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。それではお答えさせていただきます。

ただいま議員のほうからございました子育て支援センターすきっぷの利用状況でございます。一部お話もございましたが、施設開放のおひさまルームにつきましては、御利用者の2割程度の方が森町のお子さんということになってございます。また、子育て講座や育児の日のイベントに関しましては、約15%ぐらいの参加者がおられるという状況を確認してございます。

ただいまのところ、森町の御家族、またお子様の方についての参加については、私どもから制限するようなことは実際行っておりません。しかしながら今後の動向については十分見ていく必要があるのかなというふうに思っています。私どもの住民さんのためだけの事業では本来はあるんですが、ただ地域柄でありますとかそれも十分加味しまして、今後利用が増えてくるようであれば、箕面市のほうに一度お話、これは利用者を制限するという意味ではなくて、実態について一応お話をしながら、今後の在り方についてはいろいろ考えていきたいなと思っています。

現在のところ、特別に利用料を頂くとかということについては、考えてございません。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

私も子育てしてきまして、いろんな自治体のほうに出向いて、演劇とかコンサートとか見てきた派なので、本当に森町の若いお母さんたちには、豊能町をいっぱい利用してもらって、やっぱり呼んだ演者さんにしてみても、少ない豊能町のところでやるよりかはたくさんの観覧があったほうがいいと思いますので、ぜひ情報も含め、箕面森町のほうと協力してほしいなと思います。

箕面森町のほうはまだ、でもできて何年

たってるんですかね。自治会とか子ども会とか子育てサークル、福祉会など、コミュニティー活動ができてきています。私自身箕面森町の子育てサークルさんとお邪魔してお話聞いたこともあるんですけども、箕面森町の方も豊能町の情報ほしいし、豊能町の方もそういうサークル、ぜひ来てほしいということで、交流を希望されてましたので、ぜひ今後も仲よくやっていきたいと思えます。

続きまして、昨日も菅野議員のほうであったクラブの話なんですけども、中学校の部活動が、教師の長時間労働、少子化で部が成り立たない、専門的指導のニーズの増大といった理由から、地域移行の方向が進んでいます。しかし、有能な人材のいる豊能町において、指導者資格を持った方はいても少子化でクラブチームが成り立たない、小学校統合で練習する場所が今後なくなるなどの理由から、チームが解散してしまいます。解散してしまったら部活動の地域移行しようと思ったときには、お願いする団体がありません。そのためにも、地域の方に活動できる場所の提供や、地域クラブ化までの基本的なガイドラインなどを示す必要があるのではないのでしょうか。地域移行に協力してもらえそうな団体への周知はされていますか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

部活動の地域移行につきましては、現在豊能町のほうでもどういう形でできるかっていうところで、その方向を模索しているところでございます。豊能町ではまず、社会教育団体として学校開放、学校の施設を利用して、いろいろ地域の中で活動しているらっしゃる団体さんがたくさんいらっしゃる

いますので、現在のところは、まずその団体さんに向けてアンケートを実施し、今そのアンケートの回答を集計しているところでございます。今後、地域クラブをどのようにしていくかというところにつきましては、今後そのアンケートを参考にさせていただきまして、団体さんとの協議を含めて、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

あと豊能町だけでなく、とどろみの森学園では、部活動の地域移行を既に一部開始していると聞きます。豊能町も令和11年に移行予定ということなんですけども、地域の指導者をとよの東学園、西学園、とどろみの森学園、3校の部活動の場を一緒にすることはできませんか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

箕面市も私どもと同様に、今地域クラブへの移行という形で検討しておりまして、みのお地域クラブ活動推進計画というのを策定しておられます。これは、将来にわたって継続的に生徒の活動機会を確保し続けていくためには、部活動から地域クラブ活動に転換していくことが必要であると判断し、部活動を終了し、部活動の代替ではなく、終了後の生徒の新しい活動機会として、生涯スポーツ、生涯学習の機会を提供する学校教育外の活動とする旨、これはホームページから引用したところでございます。

令和7年度、今年度もモデル実施という形で、みのお地域クラブ活動という形で実施しておられます。その中には、とどろみの森学園を活動場所としている団体も複数

あります。豊能町ととどろみの関係は、議員おっしゃられたとおり、とよの東学園、とよの西学園があって、その間にちょうど挟まれる形でとどろみの森学園があるという形になっております。そういった地理的な要因も生かして、今後箕面市とは協議をしたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

ぜひお願いしたいと思います。それが実現すれば、3か所の運動場と体育館が使用でき、多種多様な部活を生徒に提供できると思います。野球、サッカーなど、多くのメンバーが必要な運動部や、吹奏楽、コーラスなど、人数が必要な文化部も存在が可能だと思います。

現在の部活動であっても、ほかの部との場所の兼ね合いから、体育館を毎日使えるわけではなくて、週に数回であったり、自主練習の日があったりしていると思います。なので、毎回学校間を移動してっていうんではなくてもよいので、週に一、二回、合同練習という形で、同じ指導者の下でできたらいなと思っています。

続きまして、二つ目、公共交通と駅前駐車場について質問したいと思います。

近年の新築住宅仕様は、庭を造らず駐車スペースを優先するおうちが多いようです。豊能町の土地柄、車を持つ前提の家庭が多いので、公共交通を使用しない流れはますます進むことでしょう。住宅需要の背景として、豊能町は郊外で自然環境の中の住宅なので、通勤や生活に車が必須の地域です。このような車社会の影響や人口減少もあり、ますます公共交通の利用が減っています。利用が減るのでバスが減便になり、悪循環の公共交通となっています。ドライバー不足も問題になっています。時代の変化とと

もに、今までどおりの交通意識を変えないといけないのかもしれませんが。大きなバスが数分置きに走る時代でないのかもしれませんが、公共交通を必要とする人がいないわけではないので、必要なときにだけ走るデマンドタクシーは理にかなっていて、私は高齢者の多い豊能町にちょうどいいシステムだと思います。

そこでお尋ねします。今現在、デマンドタクシー走っていますが、利用状況と、利用者の年代が分かれば教えてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。お答えいたします。

デマンドタクシーの利用状況につきましては、今年度、令和8年1月までの利用状況でございますが、4,566人となってございます。1日当たり約15人の利用となっております。前年度の同時期と比較いたしまして、138.7%と増加してございます。阪急バスの廃線地区を主に運行しております東地区デマンドタクシーの利用が、前年の約8倍と大幅に増加していることが主な要因となっております。東西デマンドタクシーにつきましては、前年度と変わらない利用状況となっております。また、利用の多い停留所といたしましては、ときわ台駅、支所前、箕面森町地区センター、余野となっております。今お示しした停留所で全体の約65%を占めている状況でございます。

利用者の年代につきましては、現金の利用をしております。データとしては持ち合わせてございません。すみません。運行事業者に確認したところ、高齢者の利用だけでなく、現役世代の利用も比較的多いということは聞いてございます。通勤でときわ台駅から能勢電鉄、箕面森町の地区セン

ターあるいは余野のバス停から阪急バスへの乗換えのために利用が多いと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

私、思ったよりも多かったと思います。でも、町政運営方針の中でも出てきていたんですけども、イントロダクトリー・オファーの活用ということなんですけど、過去ハニタスの社会実験、一番最初無料だったとき、すごい利用者がいっぱいいたと思うんですね。3回実験をして、有料になった途端がくっと減ったという結果が出ていたと思います。私自身も、一番最初に、利用する人が、乗り方が分からない、デマンドタクシーってどんなものか分からないというところで、最初無料で利用して、初めての方をスムーズに使えるようにするっていう方式はとてもいいなと思っていて、今回町のほうでも、阪急バス及びデマンドタクシーのお試し乗車券を全戸配布していくということでしたので、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

ハニタスが300円で高いという意見を私はよく聞きました。同じように、西地区内の一律今は250円でデマンドタクシー走らせているんですけども、ハニタスの違いといえば、1時間前までの電話予約で乗れるという利用条件なので、高齢の方には電話予約なので、受け入れやすいのかなと思っています。なので、そういった周知のほうをするということですが、いつ頃になりそうですか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

令和8年度にお試し乗車券を今予算計上しておりますので、実施していきたいと思っております。実施時期につきましてはまだはっきりしたことは言えないんですが、想定としては9月から12月までの約4か月間程度の期間を設定して、お試し乗車券を事前に配布して、その期間を御利用をさせていただくということを今考えてございます。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

ありがとうございました。

次に、今度は車を持ってる方の話なんですけど、マイカーを持っている方に電車を利用してもらうために、駅前駐車場についてお尋ねします。

現在光風台駅、ときわ台駅、妙見口駅には駐輪場は多くあります。多くの方が原付バイクや電動付自転車を利用しています。坂が多い豊能町、電動付きじゃない自転車はとってもしんどいので、ほとんどの多くの方が電動付きです。通勤時間にちょうどいいバスがないため、そういった自転車、バイク利用が多い。また、私ときわ台の駅のロータリーがよく見えるんですけども、ロータリーは車の送迎車が多いです。夕方なんかは列をなして待っている状態です。

マイカーを持つ方が、電車を利用せず、直接目的地まで行くことが多いかもしれませんが、でもそれは、駅前に十分な駐車場がないってところなのではないかなと思っています。

確実にとめられるのならば、例えば森町だとか東ときわ台の方、車を駅前に置いて通勤したりできるのではないかと思います。かといって、月ぎめの駐車場を契約するほどの、例えば週4の仕事であったりとか、あと週3っていうのだと、月ぎめは高くつくように思うんですね。そういった場合、

コインパーキングが利用できると思います。

ときわ台、昨日もお話を聞きましたけれども、ときわ台地区の浄水場跡で駐車場をすることをすけども、私はその予約制の駐車場サービスは、現在あちこちにあるので、自治体でそういう民間の予約サービスを利用できないかなと思っています。

基本的には精算機、ゲートが不要、予約、決済はオンラインで完結、設備の設置が最小限になり、駐車場でなくなった場合の大きな撤去作業も不要です。ときわ台に関していえば、昨日も言いましたけども、既にコインパーキングは2か所ほどあって、4、5台とめれるスペースで300円から400円です。日によりますが、ここ数日は満車が続いています。民間のコインパーキングは現地精算で、スマホ予約が不慣れな高齢者の方には便利だと思うんですね。予約駐車場はスマホが使える若い世代の利用ということですね、ときわ台の跡地、浄水場跡地で予約制駐車場サービスの導入はできませんか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

予約制駐車場サービスにつきましては、駐車場のシェアリングサービス事業者と連携し、個人の例えば空き駐車場や公共施設、あるいは事業所などが、ふだん使っていないか閉鎖している時間に、駐車場を一時的に貸し出すシステムであると理解してございます。

利用者は事前にシステムに登録を行った上で、スマートフォンなどで利用登録されている駐車場を検索、予約、利用料金の支払いまでを行いまして、利用されて、貸し出す側といたしまして、イベント開催時な

どの一時的に駐車場として開放するなどの柔軟な対応が取れるものと思っております。

この予約制駐車場サービスを導入しております自治体としましては、例えば観光地やあるいは大きなイベントが行われる自治体となっております。駐車場不足による交通渋滞や違法駐車場の緩和対策として、低コストで対応できる方法として導入されているのかなと思っています。

本町におきましては光風台自治会館の隣に、議員もおっしゃいましたが、コインパーキング等を整備しております。また、駅周辺や公共施設周辺には、民間コインパーキングも整備されており、駐車場不足や交通渋滞などが慢性的に発生している状況ではないと考えてございます。また、来年度当初予算におきましては、ときわ台地区の浄水場跡地を駐車場として整備する予定としております。駐車場整備後の利用状況を見ながら、さらに駐車場整備が必要な状況になれば、そのようなことを検討は可能かなと思っていますが、これの募集をする際に、事業者がどこまで対応するか分からないんですけど、予約制の駐車システムというんですか、そのような取り入れる場合もございまして、今そこは、今はっきりとは言えませんが、また公募をして、採算性とかいろいろ見ていかないとはいけません。そのような提案も出てくれば、議員がおっしゃってるようなサービスも展開できる可能性はあるかなと思っています。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

先ほどもちらっと出た光風台駅の中央公園のほうは、町が運営するコインパーキングで、6台とめれて300円ですか。そこは町の収益として利益は出てるんでしょうか、

分かりましたらお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

光風台自治会館の隣にコインパーキングを整備しております、これは財産の有効活用の一環で、町が主体的に運営するんじゃないなくて、事業者を募って、条件のよいところにお任せしているパーキング形式でございます。

貸し出す条件といたしましては、利益の一定程度を町に納めていただくという形を取ってございますので、今はっきりとした金額は承知しておりませんが、20万から30万程度だったと思うんですが、それを歳入しておりますので、それは決算でも打ってございますので、御確認していただければ分かるかと思うんですけど、一定は頂いた収益から町に還元していただいていると、そういう形を取ってございます

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

ありがとうございます。税収の少ない豊能町ですので、公有財産を有効に活用して、自ら稼げるところをつくってもいいと思いますので、今後もときわ台地区の浄水場跡でお金が稼げるとよいと思います。

続きまして、スポーツセンターシートスについてお尋ねします。

先日、シートスのプールが故障しました。幸い1週間程度で復旧して、利用者のほうにはホームページ等でお知らせしたと思いますが、シートスの老朽化がすごいあって、過去には屋上防水工事やトップライト、プール棟のカーテンウォールの防水工事といった補修工事費用が計上されています。こ

れは通常の年度予算とは別に、修理費を組み直す形で計上しているのならば、マンションの修繕積立金のように、毎年シートスの修繕費を積み立てる予算組みはできないのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

シートスにつきましては、平成8年に建築されたもので、施設の一部について修繕工事などを実施しているものの、経年劣化などによりまして施設の不具合が発生し、先ほど議員おっしゃられたとおり、雨漏りが発生したりであるとか、今年1月にもプール設備の故障により一部利用を停止するなど、住民の皆様にも御不便をおかけしております。

シートスの修繕積立てをという御提案でございますが、町には基金という形で様々な積立てをしております。特定目的基金と申しまして、要は、例えば公共施設の整備基金のように公共施設全体に積み立てるといって積み立てている基金もございます。町内には数多く公共施設がありまして、その公共施設のいわゆる修繕工事にもそれを使ったりであるとか、修繕工事以外にも、ほかにも様々な施策を実施する必要があるところから、現時点では、シートスの修繕のみに特化した形でのそういう積立てを行うということについては、今のところは難しいのかなというふうに考えています。

ただ、積立ての代わりではないんですけども、今後は指定管理業者とも協議した上で、壊れたからとか、今までのように、例えば雨漏りしたから修繕とかではなくて、長期的な修繕計画に基づいて、前もって例えば工事をするなど、予防保全的な施設の維持管理に努めていきたいというふうに考

えております。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

シートスは豊能町にとって財産となる施設ですので、もっといろんな人に、全ての世代、多くの人にもっと利用してもらわないともったいない施設だと思っています。

積み立てされていくということですが、利用料についてお尋ねをします。

近隣のこういった公共の施設を料金調べてみますと、大体同じぐらい。池田だと250円、箕面だと300円、豊中は400円といった感じで、豊能町、私もこの間シートスのジムを利用したんですけども、ジム利用が330円でした。高齢者の方はもっと何か割安な金額で使えるんですけども、ほかの地域の施設ですと、市外の方は料金2倍という設定になっています。豊能町は町内外同じ料金でしています。月料金は多少変化があるんですけども、それはどういうことで同じにしているのでしょうか。お願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

シートスにつきましては、現在アリーナであるとか第一、第二の体育場、それからテニスコート、これにつきましては、町外の方が利用する場合は、町内の料金に比べて2倍というふうになっております。

一方、プールとトレーニングルーム、これにつきましては、今のところ町外の方と町内の方と同一料金というふうになっております。これにつきましては、プールとかトレーニングルームの一時利用につきましては、いわゆる受付のところ入っていただいた自動販売機で券を購入してってというふうな運用をしておるところから、町内、町

外っていうところをどのように確認するのかっていうふうな課題がありまして、現在のところは町内、町外の料金を別にしてという運用をしていないというところがございます。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

ありがとうございます。

ジムとプールだけが一緒ということですね、町外町内。それでしたらもう本当に、そういう変わらないよっていう、変わらないことをアピールして、町外の方にももっと利用してほしいなと思っています。

もう一つ。今度ジュニアの水泳のスクール料金が、4月から改定予定とホームページで見ました。スクール料金は値上げで単発利用はそのままの料金が続くと、バランスが悪くなるんじゃないかと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

スポーツセンターシートスの指定管理につきましては、12月議会で御承認をいただいたんですけども、今の指定管理期間がこの令和8年の3月の末で切れます。今度令和8年4月から令和13年3月までの5年間というところで、今の業者と同じ業者なんですが、TAC・日本管財共同事業体が引き続き指定管理を行うこととなりました。その指定管理の新たな5年間の選定の際の収支改善策として、この指定管理業者のほうから御提案をいただいているのが、この4月からジュニア水泳教室の制度を変更して新しい料金形態により収益を確保する。こういった観点から、子ども教室の料金を改定するという内容の御提案をいただいて、

最終的に指定管理者として決定したところ  
でございます。

先ほどのいわゆるアリーナであるとか、  
プールとかトレーニングルームの一時使用  
の料金っていうのは、条例に規定をされて  
おります。その条例に規定されている料金  
については、現在の御提案の中ではそのま  
まというところではあります。今後ま  
ずは4月から、いわゆる指定管理者の独自事  
業であります先ほどの教室、これを見直し  
して、その結果指定管理業者とまた改めて  
協議を行いまして、料金の改定による収支  
の状況、これを一定期間確認した後に、今  
度使用料の料金シミュレーションについて  
は考えていこうという話を今現在している  
ところでございます。

先ほどの条例に規定する使用料についま  
しては、令和8年度の早期に利用料金の見  
直しというのを、指定管理者とともに検討  
した上で考えていきたいというふうに思っ  
ております。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

今後期待しておりますということで、私  
の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

内田香織議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時20分といたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺脇直子議員を指名いたします。

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

それでは、議長より御指名をいただきま

したので、これより一般質問を始めます。

まず初めに、過疎債や公共施設等適正管  
理推進事業債を活用した本町の財政負担に  
ついて、質問いたします。

本町の財政運営は、人口減少や高齢化の  
進行により、今後社会保障関係費の増加や  
公共施設の再編など、歳出は今後も増加が  
見込まれてくる厳しい状況にあると思いま  
す。また、本町の地方交付税などの依存度  
が高い財政構造は、国の制度変更や物価高  
騰などの経済動向の影響を受けやすく、自  
主財源の確保という点で大きな課題を抱え  
ていると思います。

さらに、公共施設の更新費用やインフラ  
維持管理費の将来負担、公債費や基金残高  
の推移、実質公債費比率や将来負担比率の  
動向など、中長期的な視点での財政健全性  
の確保が今後重要となってくると考えてお  
ります。将来世代に過度な負担を先送りし  
ないためにも、現状を正確に把握し、持続  
可能な財政運営への具現化が求められると  
思います。

本町は、現在は人口減少と高齢化の進行  
という非常に難しい構造的な課題に直面し  
ている中で、過疎対策事業債を活用し、学  
校の統廃合や公共施設の再編を進めており  
ます。これらの地方債は、交付税措置があ  
る有利な起債とされておりますが、決して  
負担がないということにはなりません。将  
来世代への過度な負担とならないように、  
また、起債の活用により本当に財政負担が  
軽減されてくるのかという検証が、これか  
らの持続可能なまちづくりに向けて非常に  
重要なことだと考えておりますので、本日  
は、以上の観点から本町の財政課題につい  
て、伺います。

老朽化した公共施設を現状のまま維持、  
更新した場合に見込まれる将来的な維持管  
理費や更新費と比較し、起債を活用した施

設の統廃合、集約化は、中長期的に見て経常経費の財政負担ほどの程度軽減されるのか、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在、国や地方公共団体で厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点に立って計画的に管理することは求められています。そのため、本町でも、公共施設等の適切な規模と在り方について検討し、安全性や必要な機能を確保しながら、効率的、効果的な管理運営を行うことを目的として、平成29年3月に豊能町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。またその後、総務省等、国の見直しに係る通知を踏まえまして、令和6年3月に改定したところです。また、豊能町公共施設等総合管理計画を上位方針として、施設総量の削減計画、再生再編計画等に関する進捗状況を適宜更新し、適切な公共施設マネジメントを実施するための方策として、令和7年1月に豊能町公共施設等総合管理計画の進行管理計画、策定しております。

公共施設の統廃合や集約化による経常経費の削減効果までは算出はできておりませんが、総合管理計画にありますとおり、公共施設の全てをこのまま維持した場合の整備費用は、令和5年から令和37年までの33年間で、維持修繕したものを除いて、年間約試算では9.6億円となっておりますが、現在学校再編を進めておりますので、その再編のみの効果を反映いたしますと、これが3.8億円削減され、約9.6億円から5.8億円ま

で、約40%削減が将来見込めるものと試算してございます。また、学校再編に加えまして、公共施設再編等による施設の、学校以外も含めまして、施設の総量の削減計画が全て計画どおりに進みますと、4.4億円の削減がされ、約5.2億円まで削減が可能かと、できるのではないかと試算してございます。

この進行管理につきましては、令和6年度の進捗状況を踏まえて策定しておりますが、今後、学校施設等の跡地の利活用や公共施設再編整備等に係る具体的な方針が定まりましたら、進行管理にその都度反映して、進捗というか更新をしていきながら、将来負担についても、それを踏まえまして財政運営をしていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

今の部長の答弁で、公共施設にしても学校にしても、現状維持するよりもはるかに、今進めている学校の再編と公共施設再編により、かなりの金額が削減されるということで、本当にこれをもう早く進めて、早急に進めていくのか、もう現状維持のまま続けていくのかということで、すごく何かもう金額も、もう6億円とか5億円とかそれぞれ削減されるということで、今進めてる取組を引き続きしっかりと進めていただきたいと思えます。

有利な起債制度があるということで、今後事業規模が拡大しないかどうかということをお心配しているんですけれども、その辺はどのように担保されていくのかということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町は令和4年度に過疎指定を受けまして、過疎債を発行できることになってございます。過疎債は100%充当で、70%交付税措置があるという大変有利な起債であります。これを多額に発行してしまうと、3割は町負担となりますので、その負担も大きくなるということは重々に意識してございます。

また、例えば来年度ですと、全国的にいますと、来年度は6,100億円の予算措置が今国のほうで計上されているという形になっておりますが、そのうち豊能町の配分も一定限られているような、要望すれば全て発行を許可していただけるような状況でもございませんので、どうですかね、補助金とかが当たらないといいますか、財源措置がほかにないようなものの整備には優先的に過疎債を発行して将来負担を軽減していきたいと思っております。

発行額が限られておりますので、例えばほかの制度で、補助金とかほかの起債が活用できるのであればそれを有効に活用させていただいて、過疎債を極力将来負担が少なくなりたいと思っております。かといってたくさん多額に発行しますと、将来負担が大きくなるということで、その辺りも踏まえながら、計画的にといいますか、発行に努めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

過疎債も要望したものが全て発行が許可されるわけでもないということで、できる限り将来負担の増加というか、事業規模を拡大するというのではなく、過疎債発行しながら、将来負担が極力少なくなるような形で、公共施設の再編も進めていただき

たいと思います。将来世代の負担ができる限り軽減されるように取組を進めてほしいと思います。

次に、公共施設再編を進めるに当たり、過疎債と公共施設等適正管理推進事業債について、事業内容や財政効果を踏まえた使い分けの考え方について、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

公共施設再編におきまして、施設の集約化や複合化、長寿命化等を進めるに当たりまして、有効な地方債として、過疎対策事業債、いわゆる過疎債や、公共施設等適正管理推進事業債というものがございます。過疎債は過疎地域の持続的発展を目的としているのに対しまして、公共施設等適正管理推進事業債は、過疎地域を含めた地方公共団体が保有する公共施設の老朽化対策や適正な管理を推進することを目的としております。過疎債及び公共施設等適正管理推進事業債のいずれの地方債も、集約化または複合化することで、後年度において、又は建物全体として延べ床面積の減少が必要となってございます。また、過疎債は充当率100%、元利償還金の70%が交付税の基準財政需要額に算入されます。それに対しまして、公共施設等適正管理事業債は充当率が90%、財政力に応じて元利償還金の30%から50%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなってございます。本町の場合は財政力が低うございますので、この50%、一番高い交付税措置がされるものと見込んでおりますが、そのような状況となっております。

他の地方債と比較いたしまして、手厚い財政措置が講じられるのは過疎債であるた

め、本町といたしましても、可能な限り過疎債を優先的に活用したいと考えておりますが、国の地方債計画により、先ほど言いましたが、一定の上限額があると思われま

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

本当に、施設を現状維持するよりは、もう集約して、過疎債とか起債を活用しながら、将来負担を軽減して、持続可能なまちづくりを今進めていくために取組を進めているところだと思います。

過疎債も当然無限に発行できるわけでも許可されるわけでもありませんので、先ほど答弁にもありましたように上限があるということで、ほかの公共施設に関する起債につきましても、今後を想定して適切に活用していただきたいと思います。

起債は確かに有効な財源であるんですけども、将来世代の負担でもありますし、借金が消えるわけではありませんので、今後起債を活用しながら、どれほど将来世代の負担軽減につながるのかを検証しながら進めてほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、空き家、空き地の条例制定について質問します。

空き家、空き地の増加は、人口減少や高齢化の進行により全国的な課題となっております。本町におきましても、管理不全による雑草の繁茂や害虫の発生、動物のふん害による生活被害、倒壊の危険や不法投棄、防犯上の不安など、住民生活に悪影響を及ぼす問題が生じております。特に全国的にも空き家、空き地につきましても、相続の未登記や所有者不明案件の増加などにより、

行政指導だけでは改善が進まない事例も見受けられますので、本町におきましても、今後、専門家との連携強化や実効性ある制度整備が求められてくる段階に来ていると考えます。

先進自治体である東京都足立区では、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例を制定し、管理責任の明確化と実効性の確保に取り組んでいます。本町としても、現状認識の共有や生活被害の改善、外部専門機関との連携、そして町独自の条例の必要性も含め、生活被害の再発防止に向けた対策へ取り組むべき時期に来ていると考えます。

そこで、本町の空き家、空き地の課題等対策につきまして、本日は町の見解を伺いたいと思います。

以前より、希望ヶ丘や光風台の住宅街において、近隣住民に悪影響を及ぼす空き家や空き地に対して、現在十分な改善につながっていない事例が見受けられます。現行制度における対応の限界について、町はどのように認識しているのか、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。それではお答えいたします。

議員のほうも御承知のとおり、近年、全国的にも空き家や空き地の所有者のほうの、空き家には労力や費用をかけたくないとか、遠方居住しているとか、相談先が少ないなどの理由によりまして、管理不全の空き家とか空き地が増加傾向にあります。国土交通省の令和4年10月の空き家の調査並びに令和7年4月の空き地の調査のデータでいいますと、空き家はこの20年間で1.5倍に増加、空き地はこの10年間で約2倍に増加しております。本町におきましても、管理不

全などの空き家や空き地におきまして、ごみ、衛生、防犯、景観の悪化など、近隣住民の生活環境に支障が生じる事案があるということでは認識しております。このため、本町のほうでは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家は豊能町空家等対策計画、空き地に関しては豊能町環境保全条例により、所有者のほうへ助言、指導等を行っておりますが、基本私有財産であるということから、所有者の自主的な管理が原則というところになりますので、改善には時間を要しているというところでございます。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

当然私有財産でありますし、いろいろな課題が関わっておりますので、空き家、空き地につきましては、非常に行政の対応だけでも難しい事例も見受けられると思います。また、国の法律で対応できるかといいますと、それもなかなか難しい部分があるのが現状ではないかと私自身も感じています。

次に、生活被害なんですけれども、先ほども申しました希望ヶ丘とか光風台の住民から、雑草とか樹木の繁茂、害虫や動物のふん害による悪臭、不法投棄、景観の悪化、放火などの防犯上の不安などの声が寄せられております。空家等対策特別措置法では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、助言、指導、勧告を行うことができますとされています。本町において、生活被害が明らかな空き家に対し、空家等対策特別措置法に基づく指導などをどのように行っていくのか、また、今後の生活被害の視点を重視した対応の強化について、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず本町のほうの対応ですが、生活環境に影響が認められる空き家とか空き地に関しましては、通報等によりまして、担当課のほうで現地確認を行いまして、その後所有者を調査、特定の上、空家等対策特別措置法や豊能町の環境保全条例などに基づきまして、適正管理を求める助言、指導、勧告、命令を行っております。なお、それでも改善が認められない場合には、空家等対策特別措置法や行政代執行法に基づきまして、勧告、行政代執行へと段階的に対応していくこととなります。

今後とも関係部署間の情報共有を図りながら、早期把握、初動対応の迅速化など、対応を図っていきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

現在もう本当に、本町に住んでる住民の皆さんが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めるためにも、昨日一般質問の中でも、新築の住宅に住まわれている新しく入居してきてる方が38件おられるということで、空き家の対策っていうことが人口増加の対策にもつながってくると思いますし、本町としても、空き家や空き地による生活被害についての対策を今後強化していくことが、住みよいまちづくりには非常に大切なことではないかと思えます。

また、特にこの空き家問題の大きな課題として、所有者が分からないとか所有者不明、相続の未登記とか権利関係の複雑化などがあって、行政だけでは解決できないケースが増えております。

空き家、空き地の中には、所有者不明や

あるいは遠方に住む相続人など、連絡や指導が難しいケースがあり、このような物件に対して、法務局や司法書士、土地家屋調査士などと連携し、所有者の特定や登記支援を進める必要があると思いますが、このような外部機関との連携強化や相続登記義務化に伴う相談支援について、町として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします

総務部では、空き家をもう移住定住と人口増加策につなげていきたいという取組をしてございます。先ほどおっしゃいました空き家に関する様々な問題の助言といえますか、アドバイスをしていただけるものとしまして、司法書士や土地家屋調査士などの専門家への相談、支援につきましては、町のホームページにも掲載しておりますが、大阪府が事務局を務めております大阪の住まい活性化フォーラムというものがございます。そこにおきまして、住まいの相談、住まいの相続や法律問題に対する相談窓口を設置してございます。相談あるいは相続あるいは権利関係や土地の境界、あるいは未登記の建物等の財産管理などの相談、支援を行っているものでございます。そこに御案内をさせていただいて、いろいろな相談事に応じていただくということをしております。また、豊能町の暮らしの便利帳という冊子というのを作って、これは民間事業者が作っておられるんですが、その拡張版といいますか、拡大版といいますか、空き家対策の啓蒙冊子を、それらの事業者からの作成の提案を受けてございます。現在まだ協議をしておりますが、順調にいき

ましたら、今年度の秋頃に、一定部数、2,000部ほどということで今話を聞いておりますが、そこを納めていただけるということで、無償で。広告が入るんですけど、そういう冊子を作っていただけるというような話も来ております。それが頂けましたら、窓口などに置きまして、空き家に関係する方などに配布して啓発をしていきたいとこのように思っております。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

本当に、この空き家と空き地の対策とか取組んでいることが、本町の今後の人口増加に、小さいことかもしれませんが、一つ一つ確実につながってくるのだと思いますので、特に空き家とか空き地っていうのは、所有者が不明とか相続の未登記とか、いろいろ権利関係が複雑化するところところが非常に大きな課題であると思います。そのため、行政のみでの対応では非常に困難なことも出てくると思いますので、外部の専門機関と連携して、先ほどの啓発活動もそうですけども、空き家の問題について、一つ一つ丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

次に、先進事例として、東京都足立区の老朽家屋等の適正管理条例など、全国では500以上の自治体が、法に基づく対策に加えまして、独自条例を制定しています。本町も町独自の基準を定めた空き家、空き地の条例を制定していく必要があると考えますが、条例の進捗状況について、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

空き家などの対策につきましては、先ほ

ど議員のほうからもありました東京都足立区をはじめ、大阪府内であれば吹田市や八尾市、和泉市など、独自条例を制定している自治体が複数あるということは承知しております。

議員御質問の空き家の条例制定の進捗についてですが、現在は環境課と建設課の2課とで、近隣市町村それから全国の市町村などの情報収集並びに情報共有、法的な整理を今行っておるという状況でして、もうしばらく時間を要する見込みです。

なお、今後、この空き家、空き地の独自の条例が制定されたとしても、個人の財産に関しての強制執行を行う際には、段階を踏んで適正な手続を行わないと、逆に行政側のほうが不利な状況になるというおそれがありますので、慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

当然私有地でありますので、いろいろなことを想定しながら慎重に取り組んでいただきたいんですけども、やはり空き家と空き地っていう問題は、もう本町は持家率が98%ですので、もうそこに入ってもらえる方が、今後どれだけ増えるのかっていうことが本当に重要になってくると思っております。ですので、空き家と空き地の整備とか、維持管理とか、流通していくようなことをしっかりとここから大切に取り組んでいただくことで、少しでも人口が増えてくる可能性がまた出てくると思いますので、依然として管理されていない空き家や、草木が繁茂して近隣住民に悪影響を及ぼす空き地や空き家、そして防犯、防災上の不安を生む空き家につきましては、問題が起こってから対応する事後対応だけでなく、発

生を未然に防ぐ予防型の対策ということも考えていってほしいと思います。特に、この空き家、空き地につきましては、先ほども申しましたように、相続とかまた高齢化、人口減少という構造的な課題もありますので、対処療法ということではなく、制度や条例としての未然防止というところが必要だと私自身考えております。特に先ほど部長の答弁にありましたように、全国では、大阪府の中でもそうですけども、国の法律に加えて、独自条例を制定し、再発防止にまで踏み込んでいる自治体があります。先ほどの事例の東京都足立区では、老朽家屋等の適正管理条例を制定しており、所有者責務を明文化し、空き家と空き地を放置させない仕組みを制度化しています。京都市では、空き家の活用促進と管理義務を条例で明確化しており、所有者への事前通知や助言制度、また危険になる前の段階の対応について、条例で明確化しています。京都市では、特にこの空き家を資源と捉えて、管理不全は未然に防ぐ体制を整えております。本町におきましても、この空き家と空き地の発生後の対応だけでなく、再発防止に焦点を当てた条例制定の必要性について提案いたします。

現在は、苦情があった都度、所有者への連絡や指導を行っていると考えますが、その場対応だけでは、所有者の意識や管理状況が変わらない限り、同じ生活被害が何度も繰り返されると思われます。本町におきましても、この空き家、空き地の再発防止を目的とした対応について、条例で明文化する必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

空き家などの対応につきましては、単発の指導にとどまらず、その後の状況確認、継続的な働きかけを行うということが、議員おっしゃってるように、再発防止の観点から重要であるということは認識しております。

本町のほうでは、苦情受付後のこの是正指導に加え、必要に応じて現地の再確認を行いまして、危険度や管理状況に応じて段階的な助言、指導を実施するなど、再発防止を意識した対応に努めております。

議員御質問のこの条例による対応ルールの明文化につきましては、一定の抑止効果が期待できる一方で、法体系の整備、あと運用体制の確保なども検討課題となっております。先ほども答弁したとおり、空き家等のこの条例制定につきましては、しばらくお時間を要しますので、現時点では既存の法令、条例、あと現行の運用体制、運用によって対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

希望ヶ丘と光風台の空き家とか空き地の相談を受けてるんですけども、やはり本当に、所有者の方の意識が変わらないとか、同じ場所で同じことが何度も繰り返し起こって、そのたんびに行政の職員の皆さんも同じ対応をずっと繰り返し続けていかないといけないと。そこにすごく労力と時間も割かれていきますし、当然景観も悪くなってくる。隣に住んでる人はもう引っ越したいっていう。もうふん害の悪臭がすご過ぎて、家で住んでも、もう庭とかに出たらもう悪臭がすご過ぎて、引っ越したいですみたいな相談も受けてます、私自身。で

すので先ほどの部長答弁ありましたように、やはり条例を制定するということは抑止力にもなりますし、一定のルールで動けるっていうメリットもあると思うんです。やはり1件1件起こるたびにそれぞれ、そのたんびに対応して、同じところで同じことが繰り返し起こっている。隣に住んでる人は引っ越しして出ていきたいという。もう悪循環の状態になっていきますので、それを抑止していくために、条例の制定につきましては、当然時間がかかるとは思いますけれども、空き家と空き地の対策で人口を増やしていくためにも、ぜひともこれは進めていってほしいと思います。

それで、国の空家等対策特別措置法だけではきめ細やかな地域対応というのが非常に難しい面があるということで、町独自条例の制定に向けて、今後とも進めてほしいのでよろしくをお願いします。

豊能町は、住宅地と自然環境が共存しているまちです。空き家と空き地の放置は、防犯リスクの増加や災害時の倒壊の危険、景観の悪化とか、当然不動産の価値も下落していきますし、地域コミュニティの弱体化にもつながっていきます。そのため、発生してから対応するというのもそうですけれども、発生させない、空き家を、空き地を発生させない仕組みということをつくるためにも、独自条例を定めていく必要があると思いますので、これは引き続き取組を進めてほしいと思います。

昨年5月26日に、希望ヶ丘の空き地の現場立会いの後の進捗について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の希望ヶ丘五丁目の現場の関

係かと思えます。

こちらにつきましては、昨年の5月26日に、寺脇議員とあと近隣住民さんと一緒に現地のほうに立会いを行いまして、その後、所有者に対しましては、環境課の職員がその所有者宅のほうに訪問いたしまして、その後、通知、指導、勧告、命令、戒告書を打ちまして、今年の2月に再度また訪問いたしております。その中でもまだ改善されていないと、先ほど議員のほうからありましたとおり、そういったことになりましたので、今回、民地の所有者に代わりまして、除草、あと木の伐採を実行する行政代執行のほうを行う予定としておりまして、現在のところは来週の3月10日を予定しているというところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

本当に早急な対応をしていただきありがとうございます。近隣の住民の方も、もう本当に心から安心されておりますので、引き続き、やはり空き家と空き地の問題っていうのがもう本当に、防災とか防犯とか地域の活力とか不動産の価値とか、もう人口増対策にも全てにつながっていく重要な課題ですので、一つ一つ小さな取組かもしれませんが、それが人口増加につながっていくと思いますので、今後とも安心安全なまちづくりに向けて取組を進めてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永並 啓君）

以上で、寺脇直子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西美江議員を指名いたします。

西美江議員。

○1番（西 美江君）

皆様おはようございます。議席番号1番・大阪維新の会、西美江でございます。

本日、私は本町の持続可能な未来と町民の皆様の安全を確保するという観点から、大きく三つの質問をさせていただきます。

一つ目、過疎対策事業債の活用における財政健全性と将来負担のリスク管理につきまして。二つ目、効果的な空き家対策の啓発による負の遺産の解消について。三つ目、交通安全における危険箇所の現状認識と安全対策の強化について。

この議論が単なる現状確認にとどまることなく、本町のよりよい未来を切り開くための具体的な一歩となることを期待して、質問に入らせていただきます。

質問に入ります前に、1点だけ触れさせていただきます。先日、廃油売却の収益を国債などの有価証券で運用する件についてお伺いいたしました。そこでは、国債は安全な資産であるという認識が示されましたように感じましたが、今、世界の金融市場に目を向けますと、プロの投資家たちが日本国債のリスクを慎重に見極め、保有を控える動きが明確に出ています。さらに懸念すべきは、実質的な資産価値の目減りです。現在のようにインフレ率が国債の金利を上回る状況で、たとえ額面上の数字が金利分増えたとしたとしても、いざ償還を迎えたときには、物価高騰により、そのお金で買える物やサービスの量、つまり購買力が低下していくリスク、これを無視できません。また、金利の先行きが極めて不透明なこの時期に、長期にわたって資金が固定されて

しまうリスクについても慎重になるべきであると私は考えております。金利がさらに上昇すれば、既に保有している国債の価格自体が下落し、必要なときに動かせない死に金になるおそれもあります。貯金、つまり守るお金の運用に慎重さが求められている今、借金である過疎債の返済計画についても、国の制度だからと安心するだけではなく、より一歩踏み込んだリスクの管理が今後必要不可欠ではないかと私個人は考えております。

去る2026年1月の21日、世界最大級の資産運用会社のバンガードが、日本国債の買入れ停止を発表しました。国内の生命保険会社も過去最大規模の売り越しに転じ、国債の入札も不調が続いております。まさに金利が歴史的なレベルで上がるという警告が市場から発せられております。こうした歴史的な金利上昇局面におきまして、本町の財政の安全性をどうやって守っていくのか、通告に基づき伺ってまいります。

それでは1問目に入ります。今後予定されている主要事業に基づいた過疎債の発行規模の想定と、中長期的な財政計画におけます借入限度額、いわゆるデッドラインの考え方について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町は令和4年の4月に過疎地域に指定されておりますが、過疎対策事業債につきましては、令和4年度は発行額で8,490万円、令和5年度は1億1,960万円、令和6年度については3億3,170万円を借入れをしている状況でございます。

今年度につきましても、現在のところ約9億1,000万円程度の借入れを見込んでいる

状況でございます。

今後予定しております整備事業につきましては、公共施設再編整備事業などがございますが、令和8年度に実施設計を行うため、まだ事業費は算出できていない状況でございます。したがって、まだその過疎債でここにどれだけ発行をしていけるのかいうのはまだ分からないという状況でございます。

地方債に係る年度ごとの借入限度額につきましては、これは毎年予算で地方債の借入限度額を予算に計上しておりまして、議会で御承認を得て発行をしている状況でございます。地方債の借入限度額につきましては、これは上限額というのは設けておりませんが、元利償還金の70%が交付税措置をされるものの、30%は町の実質負担となることから、今年度におきまして、過度な財政負担とならないように借入れを行う必要があると認識をしております。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

大きな金額ではありますので、デッドラインのはっきりした金額っていうのは計算できないとは思いますが、ある程度頭の中でも試算しておくっていうのは、私個人は大切だと思います。今後ともよろしく願いいたします。

では次に、昨今の金利上昇を踏まえまして、償還計画において、複数の金利シナリオを用いたストレステスト、つまり試算等は行われておりますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町では毎年財政推計を作成してござい

ます。財政推計を作成するに当たりましては、今後の発行予定額の地方債の元利償還金につきましても、推計はしておる状況でございます。今後の金利動向が不透明であることから、直近の地方債借入利率を用いた推計をしておるところでございます。過疎債の借入利率で申しますと、借入期間等により金利は異なりますが、令和4年度で0.4%、令和5年度につきましては0.7から0.8%、令和6年度では1.3%から2.2%となっております。令和7年度からの借入の場合、借入期間25年で想定しますと、3%近くまで上昇をしておる状況でございます。当面金利が下がる気配もないことから、今後の金利動向に注視をしつつ、財政推計等に反映させていき、後年度に過度な財政負担とならないように注意をしていきたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

今お伝えいただきました金利だけでも、令和4年では0.4、5年では0.7、令和6年では1.3、令和7年では2.2、3%ぐらい上がっていきます。これからどんどん上がっていくと思うんです。とても大変だと思いますが、ストレステスト、試算等は何回でも行っていただきたいなと思っております。

次に、資材高騰や円安により事業費が増大し、当初の計画よりも発行額が膨らむリスクをどのように捉えておりますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

御指摘のように、全国的に建築資材の値上がりや労務費の上昇によります建築費の

高騰が続いておまして、全国各地で公共施設や学校施設等の整備計画に遅れや費用の大幅な上昇が生じているところがございます。施設等の整備年度は、地方債の借入れにより財政負担を抑えることはできますが、後年度に多額の元利償還金の返済が発生する可能性もあることから、事業規模を精査の上、本町の行財政の規模に見合いました整備事業を進めていく必要があると考えております。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

ぜひ豊能町に合った規模で進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、過疎債で整備した施設が、将来の維持管理費を増大させ、財政を圧迫する懸念はありませんか。造るコストだけでなく、持ち続けるコストの総計をどのように見積もっておられますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在、国や地方公共団体で厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。今後人口減少や少子高齢化が進む中で、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点に立って計画的に管理することが求められております。そのため、本町でも公共施設等の適切な規模と在り方について検討し、安全性や必要な機能を確保しながら、効率的、効果的な管理運営を行うこと等を目的として、平成29年3月に豊能町公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、国による計画の見直しの通知も踏まえて、令和6年の3月に更新をしているところでございます。

また、豊能町公共施設等総合管理計画を上位方針といたしまして、施設総量の削減計画、再編計画等に関する進捗状況を適宜更新し、適切な公共施設マネジメントを実施するための方針として、令和7年1月に豊能町公共施設等総合管理計画進行管理という計画を策定しておる状況です。この計画につきましては、随時毎年更新をしていきたいと思っております。

その中で、公共施設等の統廃合や集約化による経常経費の削減効果額までは現在算出しておりませんが、総合管理計画にありますとおり、公共施設を全て今のまま維持した場合の整備費用については、これは先ほども答弁いたしました。令和5年から令和37年までの33年間の維持修繕費を除いて、年間約9.6億円となっております。これに学校再編の効果額を反映いたしますと、約5.8億円と3.8億円の削減と見込んでございます。また、それに加えて公共施設その他の公共施設再編等による施設総量の削減計画が全て計画どおり進みますと、約5.2億円となり、4.4億円の削減効果を見込んでいる状況でございます。

この進行管理については、令和6年度の進捗を踏まえて策定しておりますが、今後、公共施設等の跡地利活用や公共施設再編整備等に係る具体的な方針が定まりましたら、進行管理に反映していきたいと思っております。

今後の、今公共施設再編も取組半ばでございます。学校跡地利用につきましても、極力財政負担がないように利活用していきたいと思っておりますが、計画が具体化しましたら、適切に計画に反映して進行管理をしていき、過度な財政負担にならないようにしていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

御説明ありがとうございました。

私自身のことになります。小さいながらも投資をしております。投資をしている中で、個人投資家としてメリットは、長期間、この期間の長さがメリットになるんです。ただこの場合ですと、令和5年から37年間ずっと使うという中で、この長期の期間、複利が逆の方向に向いてしまったら怖いという面もありますので、随時見直しをお願いします。

では、すみません、次に大きな2問目に入ります。負の遺産から町の資産へ、効果的な空き家対策の啓発について伺います。

今、本町において、空き家問題は、地域の活力や安全を左右する極めて重要な課題です。多くの所有者の方は、いつかは片づけないといけないと頭では分かっているけれども、具体的な相談先や将来のリスク、あるいは活用によるメリットが十分に伝わっていないために、行動に移せずにいるのが現状ではないでしょうか。空き家を単なるお荷物として放置するのではなく、賢く手放し、あるいは活用することで、所有者にとっても町にとってもプラスの資産に変えていく。この意識の転換を促すための啓発活動こそが、今本町に最も求められていると私は考えております。

そこで、町が現在行っている空き家対策の啓発活動において、所有者の心に響くような工夫、そして自分事として捉えてもらうための情報の届け方について、現状の到達度と今後の拡大を伺います。町における空き家対策の現状と、所有者への啓発活動の成果について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

私のほうから、空き家対策の現状ということでお答えさせていただきます。

近年全国的にも空き家、空き地の所有者のほうの御意見として、空き家には労力や費用を掛けたくないとか、遠方居住しているからとか、相談先が少ないといった理由によりまして、管理不全の空き家、空き地が増加傾向にあるという中で、国土交通省の令和7年のデータで申しますと、空き家はこの20年間で1.5倍、空き地はこの10年間で約2倍に増加しておるといところです。

本町におきましては、この管理不全の空き家、空き地におきまして、ごみ、衛生、防犯、景観等の悪化とそういったような問題がありまして、近隣住民の生活環境に支障を生じているという事案が発生しているというのはもう認識しております。このため本町のほうでは、この空き家、空き地に関しての対策につきましては、主に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家は豊能町空家等対策計画、空き地につきましては豊能町環境保全条例によりまして、所有者の助言、指導を行っておりますが、先ほども寺脇議員のときに答弁しましたが、基本私有財産というところもありまして、所有者の自主的な管理が原則となっておりますので、改善には時間を要しているといったそういったところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

空き家の所有者への周知の方法につきましては、固定資産税の納税通知書の発送時に、豊能町の固定資産税の物件をお持ちの方で豊能町外に住まわれている方に対しま

して、住まなくなった家の売却や賃貸、適正な空き家の管理を行っていただくための案内チラシを同封させていただいております。

また、昨年度に引き続いて、東ときわ台自治会等の取組といたしましては、空き家を適正に管理されないと、防災や防犯、あるいは衛生面での問題が生じたり、景観が損なわれると。ときわ台地区でも空き家が増えてきておりまして、周囲に悪影響が出るおそれがあるため、適正な空き家の管理、空き家の活用を掲載したチラシを作成し、ときわ台地区の納税通知書に同封する取組も行っております。

さらに、令和7年度より、官民連携事業といたしまして、株式会社ジチタイアドというそういう民間企業があるんですが、そこ連携して、空き家の利活用促進と解消を目指すために相談窓口、アキソルというんですが、そういう窓口を設置して、空き家の所有者からの相談を受け、問題解決に向けたサポートを行っております。

あと、これに加えて、空き家の家財道具等の処分の補助金や、あるいはリフォーム工事の補助金、移住就職応援事業などの補助制度に加えて、今年度より実施しております結婚新生活応援支援金、Uターン奨励金につきましても、広報紙等による周知を行いまして、空き家の対策、移住定住の対策を合わせまして、取組を行っている状況でございます。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

細かな説明ありがとうございます。

所有者や、将来的に空き家を相続する可能性がある方々に対して、情報を確実に届けるための効果的な周知手段について、町はどのように考えているか。今先ほど説明

ありましたように、固定資産税決定通知書に入れるなどはなさってくださいと思っています。それ以外で何かやってることとかってございますか。先ほどの説明だと、ときわ台地区だけなんかなと思っちゃったんですけど、ほかの地区も全部されてるということで大丈夫でしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。すみません、説明が至りません。

納税通知書につきましては、全ての地区に送ってございます。とりわけ東地区につきましては、取組が熱心にされておるのかなと思っておりまして、先ほど言いましたような冊子みたいなものの資料を合わせて同封しておるという状況でございます。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

追加の御説明ありがとうございます。

あと、広報紙等へのチラシ折り込みなど、既存の配布網を活用した場合、追加コストをどのように把握されておりますか。全戸配布による情報の到達率と費用対効果の観点から、町の認識を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

空き家を放置することによりまして、リスクや問題につきましては、先ほど言いました固定資産税の納税通知書発送時に同封しているチラシで、場合によりましては固定資産税が増える可能性があるリスク、放置しますと固定資産税、場合によっては増

えるということを、リスクとして情報提供しておると。あとは空き家の流通支援に対する町の補助制度、空き家バンク。

○議長（永並 啓君）

入江部長、今の質問は広報紙の折り込みをした場合の費用対効果です。

○総務部長（入江太志君）

すみません。広報紙を利用した場合、どの程度効果が出るのかというところまでは、なかなか数値的に検証はできておらない状況でございます。取組をしておるんですが、この納税通知書につきましても、問合せは今のところまだ少のうございます。なので、また今後どのような啓発ができるのかも含めて、検討はしておりますが、数値的な費用対効果というのは検証できていないという状況でございます。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

こちらのチラシなんですけど、この間広報に入ってた有害ごみの日、リチウム電池とかの捨てるやつチラシ、これめちゃくちゃいいなと思ってここに持ってきたんです。これ、今結構広告とかも入ってカラーのものが多く中で、この単色を、警戒色に近い色なんですけど、一番最初に目についたんです。何かなと思って見てみたらリチウムイオンバッテリーとかの捨て方のことを事細かく書いてくださってる。あと、用紙の大きさがなかなか大きいのと、あと字が大きくてとても読みやすい。字数が結構限られてますので、それであって読みやすいのかなとも思ったりするんですけど、すごい工夫されてるなと思って感心してたんです。

啓発活動についてお伺いしました。今このチラシ、とてもいいなと思って、広報紙に折り込むことで、これ、お幾らぐらいか

かったんですかって聞いてみたら、約3万2,000円程度の費用で約8,000世帯の御家庭にこれが直接配布できると伺いました。この手法は豊能町では効果が高く、費用面でも効率よくお伝えできるんじゃないかなと私は考えております。

要望になります。こういったものでも空き家問題、確かに空き家問題っていうのは所有者個人の問題であります。ただ、これをほっとくから、先ほど寺脇議員がおっしゃってたような、ふん尿被害で困る家が出てきたりとかしちゃうんですよね。なので、一番最初に皆様に、第一歩として啓発活動を、町として安いじゃないですか。3万2,000円ぐらいで、お一人様4.5円とか5円でこういった情報を伝えれる。そういった活動をするのもいいんじゃないかなと私個人は思います。何より町民の皆様に、町が本気で空き家問題に取り組んでいるという姿勢を直接届けることが、安心感と次の行動につながるのではないかなと考えております。

このように、空き家対策を加速させ、負の遺産を解消することは、地域の安全を守るために必要不可欠です。しかし、町民の皆様が日々感じておられる不安は空き家だけではございません。私たちの日常生活におきまして、より身近でかつ一瞬の不注意が命に関わる問題がございます。それが道路の交通安全です。空き家問題が将来の安全への投資であるならば、交通問題は今そこにある危機への対策です。町民の皆様の切実な声に町がいかにも迅速に伝えていくのか。この視点から大きな三つ目、交通安全における危険箇所の現状認識と安全対策の強化について伺います。

では一つ目。自治会や町民の皆様から寄せられております町内の交通危険箇所に対する町の現状認識について、どのように考

えておられますか。2025年12月町政懇談会、東ときわ台自治会館にて、東ときわ台郵便局横四差路に対する不安の声が上がっていたかと思えます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問のこの東ときわ台郵便局横四差路につきましては、令和7年2月7日付けで、東ときわ台の自治会のほうから要望が出ておまして、カラー舗装してほしいというのが概要にはなっておるんですが、それに対しまして本町のほうは、令和7年の2月26日付けで自治会さんのほうに回答しておるところです。

その内容について少しだけ述べさせていただきます。この自治会さんから出た要望に対しまして、まずカラー舗装というのは高額にはなりますので、実施はなかなか今の段階では難しいというところで回答しております。そういった中で、段階的には、まず注意喚起のための路面標示などを設置検討していくことになるというところでして、生活道路における交通安全対策につきましては、そこを管轄してます豊能警察署と私ども道路管理者とが連携して対策を進めていくということが最も効果的であると考えておりますので、豊能警察署と相談の上対応していきたいということでの回答となっております。

その際、豊能警察署との打合せのほうも述べさせていただきますが、本町のほうから、四差路ですので、主道路とあと従道路があるんですけども、従道路のほうは一時停止をしてから確認して車は出ていかないとはいけません、その一時停止が消えかかっているというところもございましたので、

そちらのほうは公安委員会のほうの管轄にはなるので、警察のほうで対応してもらいたいということで、本町のほうからお伝えしております。ただ、今度豊能警察署のほうからなんですが、その四差路、当該交差点につきましての事故の報告はここ数年は受けていないといった中で、一時停止無視、あと速度超過の車両というものは、パトロールでは対応はしていくという返答はあったんですが、高速度でこの交差点を通過するという、要は東ときわ台の郵便局のほうに下っていくほうですけども、そこを高速で通るといったものは、そういった車両のほうは、道路の配置関係から、通り抜けなど不特定多数の車両ではなくて、東ときわ台の住民の方と思われるので、自治会のほうでも、当該交差点の注意喚起を発信するよう伝えていただきたいということで、本町のほう受けておりますので、そういった御意見も踏まえて、再度東ときわ台の自治会の役員さんに、去年度にはなるんですが、お伝えしているという、そういった状況になっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

御対応ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは1問飛ばしまして、3問目の三つ目、町民の皆様へのひやんとする御意見、迅速かつ低コストで対策につなげるための仕組みづくりについて、町の考え方を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、議員御質問のこの住民の皆様からの御意見、御要望に関してなんですが、担当課のほうで随時受付の上、まず現場確認を行っております。その後庁内で情報共有を図っております。この対応につきましては、事案の内容にもよるんですが、大きく三つに分類しております。一つ目が速やかに応急対応をしていくもの。それから二つ目が経過観察としておくもの。それから三つ目が、時間は要するんですが、予算措置をして補修等を行うもの。大きくこの三つで対応しております。

対応策が講じるまでの間は、本町のホームページ等による注意喚起を行うとともに、必要に応じまして、当該の自治会長様、役員様等を通じて、啓発チラシ等の配布などもお願いしておるところです。あと緊急性の高い事案については、どっちかといえば、町道よりも国・府道になるのかなと思います、交通量も多いと思いますので。そちらのほうにつきましては、豊能警察署、あと国・府道は大阪府池田土木事務所が管轄しております。あと本町も入りながら、関係機関との協議が必要になってきますので、一定の時間を要するといったところですが、今後も可能な限り、迅速な対応、効果的な対応に努めていきたいと考えております。

あと議員からの御指摘の、住民の皆さんの声を早期に把握しながら低コストで効果的な安全対策につなげるといったものについては、来年度、インフラの維持管理の在り方、仕組みづくりといったものを、来年度予算要求しております地域活性化起業人制度を使って検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

西美江議員。

○1番（西 美江君）

速やかに対応していただけてるようで安心いたしました。これからどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、町の財政、空き家対策、そして交通安全と本町が直面している課題について伺ってまいりました。どれも一朝一夕に解決するものではございません。しかし、財政の危機を直視し、空き家を、負ける不動産から富を生み出す不動産へ変える工夫をし、そして交通安全のヒヤリ・ハットを即座に対策につなげていく。こうした一つ一つの積み重ねこそが、町民の皆様の安心と本町の明るい未来につながると確信しております。町民の皆様が、この町豊能町に住んでいてよかった、そう心から思えるまちづくりを目指して、私も現場の声を届け続け、理事者の皆様方とともに全力を尽くしていくことをお誓い申し上げ、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（永並 啓君）

以上で、西美江議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は12時45分といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後12時45分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林和利議員を指名いたします。

林和利議員。

○3番（林 和利君）

理事者の皆様、こんにちは。議長より御指名をいただきましたので、3番・公明党、林和利の一般質問を通告のとおりさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、町民の暮らしの向上や、安心して安全なまちづくりのため、積極的な、また具体的

な答弁をよろしくお願い申し上げます。

我々公明党は、さきの衆議院選挙におきまして、我が国の政治の安定と発展に向け、人間主義、平和主義の理念の下、また、生活者ファーストのため、中道政治を推進する政治勢力を確立するものとの旗の下、その理念を同じくする衆議院議員が参加する新たな政党を、中道改革連合を支援してまいりました。公明党は、昨年10月に自公連立に区切りをつけた後、中道改革の軸にとの大きな方針を定め、政治勢力結集に向けた努力を続けてまいりましたが、残念ながら大変厳しい結果となりました。しかし、中道政治の種を今回初めて日本政治に植え付けることができ、これから大きく育てていくスタートラインに立てたと思っております。全国比例区で1,043万票と自民党の半分近くの得票に結びついたのも事実でもあります。今後公明党は、参議院議員と我々地方議員をもって構成し、これまで以上に地域社会と生活者に根差した政治基盤としての役割を進化させ、新党との緊密な連携の下、政治全体の構造刷新を目指します。公明党には3,000人近い地方議員が所属しており、ネットワーク政党の力を今後も生かしていきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、本年1月13日から14日に行われました市町村議会研修、「防災と議員の役割」と題して研修を受けてまいりました。昨年防災士の資格を取らせていただき、今回は議員として新たに研修できたことを感謝いたしております。

ここ最近では、令和6年能登半島地震、8月日向灘を震源とする地震、そして2025年12月には青森県東方沖地震など起きております。いつ南海トラフ巨大地震が起きてもおかしくないと言われております。そし

て、この質問ですけれども、災害時における防災備蓄品及び防災資機材の整備状況と今後の更新計画についてお伺いしたいと思います。町内の指定避難所における現在の備蓄品、食料、飲料水、簡易トイレ等の充足率と賞味期限、使用期限の管理体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

町内の指定避難所における備蓄物資の充足率並びに賞味期限等の管理体制についてでございますが、災害時における避難者の生命と健康を守るため、豊能町地域防災計画に基づき計画的な備蓄の推進と適切な維持管理に努めているところでございます。

備蓄品の充足状況でございますが、現在飲料水や食料、また簡易トイレ等の避難生活に不可欠な物資につきましては、大阪府と連携し、想定される避難者数に応じた必要量を確保しております。また、民間事業者等との間で、災害時における物資供給に関する協定を締結しており、不足の際には迅速に調達できる体制を構築しております。

次に、賞味期限及び使用期限の管理体制でございますが、各避難所の備蓄倉庫に配備された品目につきましては、定期的に点検を実施し、台帳管理を徹底しているところでございます。賞味期限の迫った食料等につきましては、更新時期を逸することのないよう、予算の範囲内で計画的に買換えを行うとともに、入替えの際では、防災訓練等での活用などを通じて有効活用を図っているところでございます。

今後におきましても、備蓄品の充実に努めながら、住民の皆様にも、1週間分程度の備蓄に努められるよう啓発を図っていき

たいと考えております。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

今最後のほうにでも、家庭備蓄の推進にも力を入れていくというふうにおっしゃっていただきまして、やはり町としての備蓄、それをまた家庭での備蓄もしっかりと訴えていていただきたいなというふうに思います。なかなか家庭で防災リュックとかそういう物を、言われてはいるがなかなか用意できていないという家庭も多々あると思いますので、町のほうからも発信のほうをお願いしたいというふうにお伺いいたします。

そうしましたら続きまして、次の質問に入らせていただきます。

大規模災害に備え、マンホールトイレや防災テントなど、プライバシーと衛生面に配慮した設備の導入を検討するべきではないかというふうに思いますので、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

避難所におけるプライバシーの確保並びに衛生面の向上は、避難生活の質の改善、さらには災害関連死を防ぐ観点からも、重要な課題であると認識しております。

まず、防災テントについてでございますが、指定避難所における生活の質の確保といたしまして、また、プライバシー確保のため、各避難所の備蓄品に家族単位での空間を確保できる2人用の簡易テントを135台整備しております。今後も順次、必要数の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、トイレ対策につきましては、マンホールトイレ等についても6台の整備を行っているところでございます。加えまして、また断水時でも使用可能な簡易トイレや組立て式トイレの備蓄も行っているところでございます。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

それなりに準備をされてるっていうふう感じておりますけれども、今災害時におけるトイレ等の質問をさせていただきましたけれども、この間も、先ほど申し上げたように研修を受けに行ったときに、やはりトイレっていうものが非常に大切だというふうにも、それが一番というわけじゃないですけども、トイレは非常に大切だというふうにも研修を受けさせていただいたんですけども、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」というものがあります。2024年12月13日のときに内閣府が、能登半島地震での教訓を反映し、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を大幅に改正しました。この改定の目玉は、これまで避難所が開設されてから整えるという考え方から、発災直後から質の高いトイレ環境を即座に提供するという、攻めというか、そういう準備を、姿勢を示すじゃないですけども、そういうものを用意していきなさいっていうふうに書かれてるというふうに思います。トイレファーストの徹底ということで、食料や水と同様に、トイレの確保を最優先課題として位置づけ、自治体自ら動くことが求められていますというふうにありますので、しっかりと、発災のときは本当に大変かもしれませんが、私たちもできる限りのことは協力してまいりますので、自治体のほうでも町のほ

うでも、よろしくお願ひしたいなというふうに思いますので、お願ひします。

そして近畿エリアで能登半島地震、何回も出ますけど、その後の教訓を受けて、先ほどは簡易トイレとかいう部分のお話ありましたがけれども、簡易トイレはラップポン式のトイレというふうに考えておいてよろしいんですかね。伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ラップポン式トイレという、そこは私知識がございませんが、簡易トイレでございますので、即組み立てて、排水というのは多分ないと思いますので、即利用できて、吸収剤というんですか、そういう物を活用しながらやるような簡易なものというように理解しております。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

すみません、ありがとうございます。

今たまたまラップポンで聞いてみたんですけども、この能登半島の教訓を受けまして、今各自治体でも地方のところでも、トイレトレーラーとかトイレカートとか、先ほど申し上げました自動ラップ式トイレなどが導入されているというふうに伺っております。トイレトレーラーやトイレトラックなどは牽引して移動するタイプ、トラック一体型の大型水洗トイレということ、災害派遣トイレネットワークというものに加盟して、他の自治体との助け合いを前提に導入するケースが目立っているというふうに伺っております。

京都府でも、亀岡市ですね、トイレトレーラー、隣の箕面市でもトイレトレーラー、

泉佐野市でもトイレトレーラーとか、兵庫県の姫路でもトイレトレーラーを導入してるというふうにもありますし、トイレトラックっていう部分では、和歌山県のみなべ町というところ、導入をされております。トイレカーまたトイレトラック、トイレトレーラーではなくトイレカーっていうのもありますということで、軽トラック型の車ですね、トイレカー。普通免許で運転できる軽トラックや、又はワンボックスカーをベースにした移動式トイレというのがあります。道が狭い山間部や小規模な避難所への派遣に向いているということで、ここ本町におきましても、この豊能町においても、そんな小さな軽トラックみたいなトイレカーなのがあれば、いざっていうときに活用できるんじゃないかなというふうに思いますし、そんなのまた導入してるのが京都府の八幡市、兵庫県の神戸市とか、また兵庫県の南あわじ市など、導入されております。

そしてまた、車ではないですけども、先ほど申し上げました自動ラップ式トイレ、ラップポンって通称呼ばれてるみたいなんですけども、これは水を使わず、排せつ物を1回ごとに特殊フィルムで密封する簡易トイレです。臭いや感染症のリスクを抑えるため、屋内、避難所の備品としてスタンダードになりつつありますということで、こういうのも用意してもそれなりにお金もかかりますけれども、本当にトイレっていうのが、この間の研修で、何回も申し上げますけども、特に女性の方はもう我慢してしまうと。トイレ行きたくなるから水分を取らないっていうんで、またそこで二次災害というか、そういう体調を崩すというようなことがあるというふうに伺っておりますんで、そういったものもしっかりと、町のほうでも考えていただければというふうに

思いますんで、よろしく申し上げます。

それに付随しまして、トイレだけではなく、感染症対策とかそういうのもしっかりとお考えになってると思いますんで、その辺も留意していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

機動力を活かした災害食の提供と民間リソースの活用促進について伺います。大規模災害による道路網が遮断された際、各地区の避難所で迅速に温かい食事を提供するための具体的なシミュレーションはなされているのか、伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

提供するための具体的なシミュレーションについての御質問でございますが、まずは町内を大きく東地区と西地区に分けた分散備蓄を想定してございます。それぞれの拠点となる指定避難所に、食料などを分散して備蓄することが重要であると考えております。これにより、外部からの補給が絶たれた状況下でも、各地区で一定期間の食事提供を継続することが可能となっております。

次には、自助・共助による食料炊き出しになることを想定してございます。豊能町の地域防災計画におきまして、発災直後は避難所内の自主防災組織や地域住民の方が主体となりまして、備蓄されているカセットコンロやプロパンガス、あるいは炊飯資機材を活用した炊き出しを行う手順を想定してございます。

外部支援が届かない期間は自立して乗り切るための体制づくりを想定しているところ

ろでございます。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

本当にいろいろと想定していただいて、シミュレーションしていただいて、もう本当に、それでも追いつかないときがあるというふうには、本番と、ほんまこんな本番が来たら困るんですけども、それにも備えるためにも、しっかりとまたシミュレーションしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そしたらまた続きまして、次の質問に移りたいと思います。

災害時に被災地へ駆けつけるキッチンカー、移動販売車との連携について、近隣自治体や事業者団体と協定を結び、受入体制を整備するべきではないかというふうに思っておりますので、その点をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

御回答いたします。

キッチンカーにつきましては、限られた財政状況の中、町単独での整備が難しいため、広域的な連携体制の活用を検討していきたいと考えております。現在大阪府におきましては、一般社団法人などの団体と災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定を締結されており、府内市町村が被災した際の支援体制が構築されております。本町といたしましても、こうした広域的な枠組みを最大限に活用し、発災時に迅速な出動要請が行えるよう、連絡体制の確認を随時行っております。

今後につきましても、近隣自治体におけ

るキッチンカー事業者とのネットワークを持つ事業者との個別協定締結の事例を参考にいたしまして、本町の独自のニーズ、本町は山間部で進入、なかなか近寄り難い地形もありますし、避難所の規模も比較的小規模でもございますので、そのようなニーズに合致した事業者との連携の可能性につきまして、調査研究を進めていきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

今御回答された中で、連携体制での調整を随時行っていきますということで、頼もしく思っておりますので、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

参考までですけれども、キッチンカーってということで、やはり申し訳ないですけども能登半島地震の名前を出ささせていただきますが、このときにキッチンカーが239台能登半島に入られたそうです、延べ。そして8万食の提供があったというふうに聞いております。自治体とキッチンカー団体との災害協定締結が急速に進んでたおかげだかっていうふうに私は思っておりますので、どうかよろしく願いしたいなど。連携、先ほど申し上げましたけれども、おっしゃっていただいた連携ってのは本当に大事ななっていうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

大規模断水に備えた広域的給水支援体制と住民への迅速な水供給について伺いたいというふうに思います。

大規模災害で、町内の水道施設が被災し長期的な断水が発生した場合、近隣自治体や大阪広域水道企業団等からの給水車派遣

に関する応援協定の具体的な内容はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それではお答えいたします。

議員御質問の給水車の派遣に関してですが、本町では、大阪広域水道企業団との間で、令和4年11月1日に、「災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書」を締結しております。この協定では、災害等による水道施設の復旧等が迅速かつ円滑に実施できるよう、日頃から情報共有と相互協力を約束しておりまして、給水車が必要な場合は、当然ながら豊能町域の水道を担う大阪広域水道企業団豊能地域水道センターのほうの給水車が活動を行うということになっております。なお、水道施設の被災等に伴いまして、豊能地域水道センターの給水車だけで対応が困難な場合もございます。そういった場合は、企業団内の第一応援所属である吹田のほうにあります北部水道事業所や、それだけで足りない場合は企業団内で給水車を保有しているところの所属のほうからも、被害の状況に応じまして、企業団の組織力を活用していただいて、給水車を派遣する体制が整っておるということで聞いております。

また、給水車以外の水道資機材についてですが、こちらについては、北摂地域の水道事業体7市1町及び豊能地域水道センターのほうで構成しておりまして、北大阪水道協議会のほうで「上水道事業相互応援に関する覚書」といったものを締結しております。この中で、地域の中で資機材等の相互協力を図るということで今なっております。あとさらに、これらのリソースを超える大規模な広範囲な被害が発生した場合は、

大阪広域水道企業団のほうから日本水道協会のほうに応援が要請されまして、全国から給水車などが集結する形が整っているということで聞いております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。体制が整っていると今お聞きしまして、町民の皆さんも安心されているというふうに思います。もしものときは連携して対応よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

給水車が到着した後、高齢者や移動困難者が自力で水を受け取りに行くことは、困難であるのではないかというふうに思います。給水拠点から各家庭、あるいは近隣まで、水を運ぶための資機材、背負い式給水袋などの備蓄や、共助による運搬体制をどう構築していくのか、伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、応急給水活動のほうですが、豊能町が指定しております5か所の避難所、給水拠点になりますが、こちらのほうで仮設の給水タンク、1立米のタンクがございまして、それを五つ保有しておるんですが、給水車は1台のみということの保有ですので、その給水車が回っていくというような形になるかと思っております。また、大阪広域水道企業団のほうでも背負い式の6リットル入る給水袋を、企業団全体では15万袋ほど備蓄しておるということで、そのうち豊能地域水道センターのほうでは、約1,800袋ほ

ど備蓄しているということです。

議員御指摘のとおり、高齢者や移動困難者等の方が、自力でその給水拠点まで来れないといった場合の対応については、重要な課題であるかなというふうに考えております。また、資機材の確保に加えまして、地域における共助の仕組みづくりも不可欠かなというふうに認識しております。そういうことにつきましては、具体的には、自治会とか自主防災組織などを中心に、平時から安否確認や運搬支援の体制を話し合っていたかとともに、災害時には近隣住民における声かけとか、あと運搬協力が円滑に置かれるように、防災訓練等を通じて啓発を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

明日、光風台の自治会で防災訓練が行われるということなので、今お話ししていた分も、自治会のほうで話できればいいかなというふうに思っております。

ここまで防災関係、災害関係のお話しさせてもらいましたが、3月は春の火災予防運動っていうものもあります。それに合わせて、大規模な防災フェスなどが大阪でも各地で開催されております。そしてまた近畿エリアでも、12月に私一般質問で、災害時のペット同行、同伴、同室避難っていうことについて質問させていただいたけれども、また近畿エリアでも、ペットを家族の一員として守るための防災意識ということで、ドッグフェスなども開催されている、そんなイベントもあります。将来的には豊能町でも、広いグラウンドないし又は公園などを使用して、そういうフェス

が開催されて、また住民の皆様に防災意識をまた高めていただければというふうに思いますので、できたらいいなという希望でございます。

続きまして、話はがらっと変わりますが、地域包括ケアシステムと連動したハニタスを活用した運用強化と移動困難者支援について伺いたいと思います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らしを続けるために、ハニタスと医療機関、公共施設、商業施設とのさらなる連携強化が必要と考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ハニタスの車両を利用した交通施策についての御質問だと理解しておりますが、ハニタスにつきましては、1台につきましては、令和7年4月に阪急バスが廃線となりました地域におきまして、定時定路線の運行での利用を考えてございます。区間といたしましては、切畑、寺田、牧、野間口、余野の地区の区間を想定してございまして、関係機関等と調整を行い、内容が決まりましたらまたお知らせをさせていただけたらと考えてございます。

また1台は、昨年セミナーを行いましたコミュニティ・カーシェアリングの活用を考えてございます。テスト運行を令和8年度に、希望団体等々がございましたら行いたいと考えておりますので、テスト運行を行う際に車両の活用をできないかと考えてございます。

残り2台につきましては、令和8年4月に開校いたします義務教育学校にそれぞれ1台ずつ配備して、児童生徒の緊急時の対応、あるいは学校の行事への活用をしてお

りますので、ハニタスの活用といたしまして、今現在そのように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

今カーシェアリングのお話もありましたし、ハニタスの活用をこのように考えているということで、しっかりと使用できるように。置いておいたら何にもならないので、使っていただきたいというふうに思いますが、今カーシェアリングの中で、自治会でのカーシェアリングを1台という部分でありましたけれども、もし自治会で二つ、三つと自治会が増えてきた場合、この1台では足りないのではないかとこのように思いますが、そのような状況になった場合はどのようにお考えでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

昨年セミナーでの自治会の方々の反応では、自治会で行うには少しハードルが高そうな雰囲気であったと認識してございます。仮に複数の自治会などの団体が手を挙げた場合では、複数挙げた場合で、ハニタス1台だけでは、御質問でのおおりに、実施が困難という状況になりましたら、コミュニティ・カーシェアリングは実施団体の自主運営が基本となってございますので、その上で令和8年度の当初予算におきましても、導入支援事業として120万円を予算計上しております。町としてどのような支援ができるのか、手を挙げた団体の方々と意見も御意向も伺いながら、どのような実施運行ができるのかということも検討をさせていただけたらなと思っております。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

自治体が幾つも手を挙げていただけるように、私も地元自治会には声かけていきたいというふうに思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

そして次の質問ですけれども、例えば、指定停留所間の運行ではなく、自宅から停留所まで歩くことが困難な高齢者など、取り残される懸念があります。福祉車両との連携や、特定の条件下でのドア・ツー・ドアという自宅前送迎に近い柔軟な対応を検討できるのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

議員の質問は、現行豊能町、私どものほうで、ドア・ツー・ドアの事業ということとはどんなことが行われてるかというふうに認識しましたので、その点でお答えさせていただきます。

自宅から停留所までの移動が難しい高齢者等への対応といたしましては、皆さん御存じでいらっしゃると思うんですが、外出支援事業といたしまして、おでかけくんの車両を使っております、この事業を実施しております。これは年会費とチケットの購入費を御負担いただきまして、通院や買物など、御自宅から町内移動に御利用いただけるほか、町外へもしお出かけの場合につきましては、このチケットを介護タクシー等にさせていただくことも可能となっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

ドア・ツー・ドアということで、おでかけくんをまた購入されるというお話も伺って、3台ぐらいになるんですかね。なったらおでかけくんが、やっぱり高齢者の方にもより一層利便性の向上を目指して頑張っ使用していただけるように、またよろしくお願ひしたいというふうに思ひますんで、お願ひしときます。

おでかけくんもありますけども、またハニタスですね、話戻りますけども、ハニタスを単なる移動手段ではなく、外出機会の創出によるフレイル、虚弱の予防の一環と捉える、地域のサロン活動や介護予防事業とセットで普及啓発を行う考えがあるのか、伺ひます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

先ほども答弁しておりますが、コミュニティ・カーシェアリングのテスト運行を、希望する団体等がございましたら8年度に運行したいと考えてございます。コミュニティ・カーシェアリングにつきましては、外出支援活動、あるいはサロン活動を支え合う地域づくりとして、地域で運行を考えていらっしゃる団体などの方々がございましたら、ハニタスの車両を利用いただくなど、町としての支援も行っている可能性があるのではないかとこのように考えてございます。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

今の御答弁で、善意のボランティアだけでは、今ございましたように、地域で運行を考えている団体等がございましたらってところで、善意のボランティアだけでは責任と持続性の面では限界があるのではないかというふうに思ひます。そこで、町がどこまで支援してくれるのか、手を挙げた団体があればとか、又は考えている団体があれば支援するというような受動的な形では、ノウハウのない自治会など、地域では立ち上げが困難ではないのかなというふうに思ひます。

まずは町が、豊能町が主体となって、特定の地区をモデルケースに指定し、先ほどのハニタスを活用したコミュニティ・カーシェアリングの運行テスト、おっしゃってましたけども、運行テストを行いとありましたが、町主導でしっかりとスタートをしていただき、そのプロセスを通じて、運営マニュアルとかを作成していただき、他の地域へ展開する形をつくっていただくのが真の支援ではないかなっていうふうに思っておりますので、その辺も含みながらよろしくお願ひいたします。

それでは次の質問に移ります。

新光風台地区における歩道の安全性確保と計画的な補修整備について。

豊能町総合まちづくり計画、基本指針3、緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”、施策25の中の取組として、福祉のまちづくり推進があります。改善に向けた必要なこととして、道路改修により、交差点や歩道の段差解消と点字ブロック敷設を行う。また、公共施設についても、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進め、だれもが使いやすい施設にする必要がある。さらに、様々な要因で外出に困っている人が気軽に出来るまちづくりを進めるとあります。

その上でお尋ねいたします。新光風台地区の歩道において、タイルの剥がれや街路樹の根上がりにより、段差が散見されております。町は現状の危険箇所をどのように把握し、優先順位をつけて補修しているのかを伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず本町西地区のこの新興住宅地ですが、今年度末で、一番古いところできわ台地区になります。そこで大体57年、新光風台のほうで大体37年ほどとなります。このため、歩道に限らず、道路施設全体の老朽化が進んでおるといところでして、こういったことから、本町のほうでは、橋梁をはじめ、車道部の舗装とか、あと道路照明柱などといった道路附属物につきましても、修繕計画を策定し、計画的に対応しているところですよ。

議員御質問のこの歩道部のほうについてですが、実は今年度に歩道の舗装についても、築造年数とかあと歩道の幅員、あとは公共施設とか病院、あと商業施設があるかないか、あと通学路の有無、そういったものを踏まえた優先順位をつけた歩道舗装の個別施設計画といったものを策定しまして、来年度から計画的に歩道の更新を行っていきたいと考えております。

ただ街路樹の根上がり等による対応については、これまでと同様、通行に支障があると判断した箇所については、その部分だけになります。随時対処していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。

今お話があった歩道舗装の個別施設計画を作成されたということで、一度説明を受けてみたいというふうに思いますので、そのときはよろしく願い申し上げます。また、根上がりや樹木伐採など、住民の方から要望があれば、また御連絡させていただきましますので、そのときはまた対応のほうよろしく願い申し上げます。

続きまして、次の質問です。街路樹の根上がり問題について、歩道の平坦性を確保するために、樹種の変更や抜本的な対策を検討する段階に来ているのではないかなというふうに思いますので、その点をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず街路樹ですが、こちらはまちの景観形成あと環境保全の観点から、重要な役割を担っております。一方、植栽されてから相当の年月が経過しておりまして、当初の想定を超えて成長したということで、根上がりによる歩道の不陸、通行支障、そういったもので、安全確保の面でまだ課題があるというふうに認識しております。本町のほうでは、こういった現在この根上がり対策につきましても、限られた予算の中ではありますが、通行に支障があると判断した箇所から、先ほども答弁したとおり、個別で舗装の補修工事をやっております。

あと、平成25年度からなんです。幅員が2メートルを切るような狭小な、狭い歩道部における街路樹、そこにある街路樹については、歩行空間の確保を優先するという目的から、その街路樹が病害とか老朽化によって倒木するおそれがある、台風等の

風等、そういった場合が、おそれがある樹木から、順次撤去を行っております。

今後につきましては、歩行者の安全確保を最優先しながら、限られた財源の中で維持管理を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。限られた財源の中でではありますが、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問です。特に高齢者や子どもが多く利用する通学路や主要道路の歩道について、集中的な点検と早期の補修計画を策定するべきではないかというふうに思います。その点をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町の歩道管理延長、歩道の全体延長ですけれども、約15キロメートル、58路線となっております。老朽化の状況については、全体的に供用を開始されてから年数が、先ほども言ったとおり、経過してるということで、全般的にも老朽化が進んでおるところですので、局所的な損傷も多々あるのかなというふうには今現在思っております。こういった現状を踏まえまして、先ほども答弁したとおり、今年度策定しました歩道舗装の個別施設計画を策定しまして、通学路とか公共施設周辺の歩道を優先して更新していきたいというふうに考えております。今後はその計画に沿って順次対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

林和利議員。

○3番（林 和利君）

ありがとうございます。予算内で順次対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

本町は元気な高齢者の方が多くいらっしゃいます。外出される方も多くいらっしゃいます。そんな方々が、歩道の凹凸や根上がりなどでつまずいたりけがなど負わないような、そんな安全なまちづくりの一助にさせていただきたいというふうに思います。また、子どもたちの学校に通う通学路も同じことだと思いますので、予算の範囲内かもしれませんが、適切に御対応をよろしくお願い申し上げます。私、林和利の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（永並 啓君）

以上で、林和利議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は1時45分といたします。

（午後1時34分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

中川でございます。ただいま議長から御指名をいただきました。

さて、この3月の定例会議の一般質問では、道の駅だとか学校関連などに関する内容について質問を取り上げております。

今気が付いたんですけれども、町政運営方針で私トップバッターさせていただいて、この一般質問ではトリを務めさせていただくと。何か不思議な順番になっておりますけれども、どうかよろしくお願いをいたしま

す。

では、通告書のまず1番の道の駅のサウンディング調査、これについて質問をさせていただきます。

道の駅といえば、本当に私も議員になって8年と半年になりますが、この8年前にも道の駅についてのいろいろ話を一般質問で取り上げさせていただいた懐かしい思い出がございますけども、その後、その当時は池田町長でしたけども、その後町長が代わられて、新しい町長が道の駅を白紙撤回するという本当に残念な話がありました。そのような状況の中でも、私一般質問で道の駅の話をしていただき、どうも前の町長が、道の駅という言葉があまりお好きじゃなかったみたいで、もうそれやったら道の駅やなくて山の駅でもええやないかと、川の駅でもええやないかみたいなことを言わせてもらったこともあったんです。

そのような状況で、また再び新しい上浦町長が誕生いたしまして、前町長のお考えを引き継ぐのかどうか、その辺りを確認をさせていただいたところ、前町長の道の駅の白紙撤回するという方針をまた撤回するという、そのようなサプライズの答弁があったのも事実でございまして、これをきっかけにして、この道の駅というものが再び前に進んでいく、そのようなことになったわけでございます。

その後も令和6年そして令和7年の町政運営方針に対しても、この道の駅についての質問をさせていただき、東能勢中学校の敷地を道の駅の場所として過去の基本構想を見直していく、そのようなお話もございました。そして、昨年9月の一般質問におきまして、この道の駅に関する事前調査事業、こういったものが補正予算上に昨年乗ってましたけれども、このことについて質問をしたところ、12月頃にサウンディン

グ調査を実施し、3月の上旬、もう今の時期ですね、この時期に報告書をまとめるというふうな答弁がございました。今回の町政運営方針の質問されてた中でも、サウンディング調査のことを聞かれてた議員さんもいらっしゃいましたけど、改めてお伺いしたいと思います。

このサウンディング調査の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

道の駅のサウンディング調査につきましては、昨年4月に本調査業務の公募を開始いたしまして、業務期間を令和8年3月までとしてございます。昨年の6月に委託業者を決定し、その後、道の駅の整備方針また導入機能などを整理した上で、9月に一旦プレヒアリングといたしまして、本格的なサウンディング調査のその前段階で、設定条件とかが正しいかどうかとそういうのを、簡単なヒアリングを事業者等に行った上で、本調査を12月から1月にかけてサウンディング調査を正式に行ったところでございます。

ただいまサウンディング調査の結果を踏まえまして、導入の可能性等々で取りまとめ作業を行っているというところでございます。報告書が整いましたら、その上で報告内容を検証し、あるいは町の考えを整理した上で、議会等々報告をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

報告の結果を聞かせていただくまで待ったほうがいいのかとも思いますけども、

いい結果を聞かせていただけることを期待しております。

では続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、通告書ナンバー2の学校関連についての項目に移らせていただきます。

今3月でございまして、あと1か月先、4月からは新しく義務教育学校がスタートをいたします。東西ともにこの義務教育学校がスタートするわけでございますけれども、東地域におきましては、東能勢小学校から東能勢中学校にということで、すぐ隣接したような場所の学校に変更になるということで、そういった意味で、学校までの通学路に大きな変更はないと思いますけれども、西地域では大きく通学路が変更となるわけでございます。どういうことかといいますと、今まであった三つの小学校、これがなくなって、いわゆる旧吉川中学校、西学園というその地域に通うということになりますので、当然ながら大きく通学路が変更となるわけでございます。

新しい4月から始まる義務教育学校へ通うための通学路、これはどのようにになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

令和8年4月の義務教育学校に伴い、とよの西学園におきましては、通学路が変わり、通学距離も変わります。新光風台の小学生は今まで通学していた光風台小学校からとよの西学園、旧吉川中学校の場所に通学することになりますので、現状よりも通学距離は遠くなります。また、逆にときわ台の小学生につきましましては、地域にもよるのですが、吉川小学校へ通学していたところから、今度とよの西学園に変わり

ますので、全体的には通学距離は近くなります。

住んでいる場所により事情は変わりますが、おおむね通学の方向、距離が変わる御家庭が多いというふうに認識しております。

通学路につきましましては、各校の保護者の代表の方々と地域の方で構成される通学路等安全対策部会で検討をしていただきました。現在の各小学校区の通学路を基本として、新たに通学路として決める必要のある道路についての検討を進め、ほぼ今現在その通学路の案が完成し、保護者の方であるとか地域の方々にお示しをさせていただいている段階でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

ありがとうございます。私がこういう質問をしているのはなぜかというところの話もしておいたほうがいいのかと思います。

実は私は、東ときわ台小学校の校区においての見守り活動をさせていただいておいて、今後の通学路の変更とかこれからも見守りをお願いしますみたいなお話を聞かせていただいている関係上、ある程度の状況はつかめてはおるんですけども、あとある一部の住民の皆様から、新しい学校始まるけど通学路とか大丈夫なんみたいな、そういう問合せがあったりして、きちっと私が見守り隊のほうで聞いてきた内容をしっかりと伝えてはきたんですけども、そういった意味で、一部の住民さんだけでなく、多分多くの住民さんがその辺り、心配というか関心を寄せておられることではないかなと思ったので、あえてこの新しい通学路の話を取り上げた次第でございます。ありがとうございます。

結局新しい通学路、歩く道が当然ながら変わってくるわけでございますけれども、そ

うなってくると、今までは通っていなかったところを当然ながら通学する、通るといふようなこともあります。そういった意味で、主要な歩道とか交差点などの安全の強化、そういったものが大変に必要なようになってくるのかなと思いますけども、その辺りの対応はどんなふうになってるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

通学路を検討するに当たりまして、新たに通学路となります。例えば国道なんかの主要な道路につきましては、できるだけ歩道がある道路、これを通学路として、歩道柵がないところであったりするところにつきましては、道路管理者の方であるとか警察の方々、警察のほうに、通学路安全部会と自治会とも協力いたしまして、例えば歩道柵であるとかそういったものの御要望をするなどという形で、安全確保に努めるようにしておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

今、御答弁で安全柵とかいうふうなお話ございましたが、私も、国道のあれ477号かな。あそこ、ちょこちょこ通ることは当然ありますが、あそこの診療所ですか。光風台診療所の辺りから少し南に下った辺り、あの辺りに今まで歩道に安全柵なかったですけども、このたび何か安全柵がついてますよね。安全柵というんかね。あれ正に今回のこの通学路の変更に伴って設置していただいた、そういったものであるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

議員おっしゃっていただいたとおり、今さっき申し上げた通学路等安全対策部会と自治会の連名で池田土木事務所に要望を行い、その結果あそこの横断防止柵につきましてはお認めいただいて、今回設置いただいたというふうにお聞きしております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

あそこ以外にも何か危険だと思われるようなところについては、まだこれからまた設置とか必要な、いわゆる対策を打っていくというふうなことで、それとももう全て完璧に安全対策が終わっているというわけではないのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

ほかにも要望している箇所はあるんですけども、今後また前向きに御検討いただいている部分もありますし、いろいろな事情で今回は難しいというところもあります。それにつきましては、また今後安全対策については、地域の中で教育委員会とともに検討したいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

あと通学路のお話は今ずっと聞いてきましたけども、あと通学をしっかりと見守っていく立場、この見守り体制といいますか、4月以降の地域の見守り体制、これはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

安全対策といたしまして、登下校の見守りにつきましては、保護者の方々であるとか地域の皆さんに御協力をいただき、行う準備を進めておるところでございます。

保護者の方々におかれましては、自宅であるとか登校班の集合場所から、近くの危険と思われる箇所まで付き添っていただくような形でお願いをしているところです。

逆に、地域の方々におかれましては、今までずっと長い間見守りをさせていただいている方もたくさんいらっしゃいます。信号など、車両が多く通行する場所で、通学路等安全対策部会で検討して、ここは危険と思われるんやけどというところを、危険な場所で見守っていただくということで、皆様に御協力をいただいているところでございます。

そのほか、自治会であるとか、民生委員・児童委員の方々にもお声がけし、子どもたちが安心安全に登下校できるように見守り体制を構築していけたらというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

今答弁の中にもございましたけども、重要な危険箇所というポイント、そういったものがあるとおっしゃってましたが、私の知ってる限りでいくと、信号がある交差点とかそういうところが、たしか10か所ぐらいあったかと思えます。ここには必ずといっていいほど、やはりしっかりと安全対策するために、誰かがやっぱりしっかりとついておいてあげないかなのかなとこのように思っておりますけども、必ずそこには誰かがついていただける、見守りの、つ

いていただけるというふうなことになるのかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

先ほど申し上げましたように、危険な箇所の見守りにつきましては、地域の方々に行える限りっていう形でお願いをしております。そこが必ずその10か所、いつも学校の通学のときに必ずできるのかというと、なかなか難しい部分もあるんですけども、今後引き続き安全体制が確保できるような形で、地域の方々にもまた引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

その10か所につきましては、できる限り何か横横の連携とかを取りながら、例えば今日10番のポイントのところにつけないのであれば誰かが行ってあげられるような体制というか、そういったことをしてあげるのがいいのかなと思えますけども、難しいかも分からんけども、そういったことも検討をしていただきたいと思いますけども、その辺りどうでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今後も引き続き、また御協力をいただけるような形で考えていきたいというふうに思います。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

ありがとうございます。

そうしましたら通学路関係、見守り関係、もうこの辺りの内容は以上で終わらせていただいて、次の項目に移らせていただきます。

続きましては体育館の空調、これについての質問になります。

とよの東学園となる東能勢中学校の体育館におきましては、たしか既に空調が整備されているかと思えます。旧吉川中学校の体育館、これから西学園となるこの体育館ですけれども、ここについては空調がありませんでしたが、このたびの整備によりまして、体育館に空調設備が整うということになっておるかと思えます。

まず、東能勢中学校では既に空調設備、これは設置されておりますけれども、授業や一般の方の体育館の利用でこの空調というものは活用できているのかどうか、その辺りまずお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

東学園のエアコンにつきましては、昨今異常気象があるところから、暑さ指数、これの指標によりまして、学校活動の中で、例えば体育の授業であるとか、学校行事や部活動等の中で、学校活動全般で、現在のところ使用をしていただいております。学校開放団体については、今のところまだ使用はしていただけていないというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

今のお話でいきますと、授業では使えているんですけれども、一般の方の使用のときには空調は使っていないというふうに、そのような御答弁でございましたけれども、よ

うやく西学園、旧吉川中学校の体育館にも空調が整備できるというようなことにもなりますので、いっそのこと、東西にそれぞれ空調が設備が整うのであれば、その空調設備、授業も当然ながら、いろんな団体さんが体育館を使用する際に利用できたらいいのじゃないかなどこのように思って、今から一つの例として紹介をしたいと思えます。

東京都の羽村市におきましては、学校施設利用の団体が体育館の空調設備を有料で利用できる、そういう制度を実施しているわけでございます。今回豊能町においても、西と東のそれぞれの新しい学校にそれぞれに空調設備が完備できるというか整うわけでございますので、豊能町といたしましても、羽村市のように、体育館使用される団体さんに、有料ではありますけれども、この空調設備使っていただけるようにしてはどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今回、西学園の工事が終わりましたら、両方の義務教育学校の体育館にはエアコンが整備されることとなります。このどちらもそうなんですけれども、空調機器を例えば利用することができるようになる場合に、今現在の状況のこの工事の中で、付帯設備、プリペイド式の設備、プリペイドのカードタイマーっていうのをつければ、プリペイド式で例えば有料でできるような形で整備をしているところです。要は、電気の配線であるとかそういったことにつきましては、このプリペイド式の設備をつけれるような形で現在整備をしておりますので、あとはその機器だけを取り付けることができれば、

有料で設置することができます。そしたらあとは、その利用料が幾らになるかっていうところを今後検討することになるのですが、実際にとよの東学園、西学園でエアコンを使用することになって、電気代がどれぐらいかかるのかっていうところから考えて、今後使用料を定めていき、学校開放団体の方々にも有料で御利用できるような形で整備できるような方法で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

ぜひとも体育館の空調を一般利用の方にも使っていただけるように進めていただきたいとこのように思っております。よろしく願いをいたします。

では、次の項目に移ります。

次ですけども、令和元年に、学校選択制について一般質問で提案をさせていただいたわけでございます。そして、昨年議会から学校選択制についても提言をさせていただいておるわけでございますが、残念ながら却下というか、そのような結果となつてございました。私もこの教育委員会の会議出させていただいておって、そのときの教育委員さんのいろんな意見も当然ながら現場で聞かせていただいていたわけでございますけども、その中に、時期尚早というような言葉があったのも事実でございますし、ただ、実施時期尚早と言いながらも、学校選択制にある程度の一定の理解を示されている、そういったふうな受け取り方も私させていただいたのも事実でございます。そういったこともありますので、今現状この4月開校の義務教育学校までには実現はしなかったわけでございますけども、この新しい学校がスタートした後、再び学校選択制の導入に向けた話合いというか議論を

しっかりとしていただけるのかどうか、この辺りをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学校選択制につきましては、現在、豊能町にお住まいの子どもたちが自分に合った学校を選択できるという点におきまして、保護者の方からもニーズがあるものというふうに認識をしております。現在、教育委員会議の中では、令和8年4月に義務教育学校が開校するところであるので、導入までには少しお時間をいただきたいという形で現在決定しているところではございます。今後、この東西義務教育学校の開校に当たりまして、今抱えている現状と課題につきまして、町長と教育委員会のほうで総合教育会議ができないかというところで現在協議をしているところでございます。

学校選択制の導入につきましては、教育委員会事務局としてもそのような中で再度議論をすることができればというふうに考えているところでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

私がこの令和元年のいわゆる一般質問で提案をさせていただいた学校選択制というのは、八王子市の事例を一生懸命私探してきました。豊能町は今後、西と東にそれぞれ学校ができると。西地域についてはそれなりに中規模校の学校であると。東地域については、もう小規模校の学校である、もう間違いないですけども。そういった意味で、特色の違う2種類の東西に学校ができるということで、そういうふうな取組をやっている地域がないだろうかと思って探して見つけたのが八王子でした。八王子が

正に、あそこの地域は結構住民さんが駅前には固まっておられますけども、結構山間部の地域もあって、そういう山間部の地域と都市部の地域との学校をそれぞれ選択できるという、そういうような制度であったので、ちょうど私どものこの豊能町に合致した、本当にぴったりの制度やなと思って、紹介というか提案をさせていただいたということでございまして、そういった意味で、豊能町も当然ながら東と西、それぞれ特色を生かした学校に今後なっていくと思えますので、なっていくはずなんで、その辺りの特色を生かして、それぞれの学校で学べるような、そういう選択制、しっかりとつくっていただきたい、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、公用車のカーシェアリングというふうな項目についての質問に移らせていただきます。

前回、3か月前、12月の一般質問ではありますけども、このハニタスを使ってのカーシェアリング、こういうふうな質問をさせていただいたわけでございますけども、あまりいい答弁がございませんでして、結果ですけども、ハニタス車両が大きいとか、あとカーシェアリングについては、カーシェアリング協会かな、こういったところの車両を使っていく必要があるみたいなそのようないろいろな制限があったりもして、ハニタスのカーシェアリングは難しいなみたいなそのような回答があったわけでございますけども、実は、これは千葉県だとか近隣の尼崎市なんですけれども、これはあくまで休日、休みの日限定ではありますけども、公用車であります電気自動車、EVですね、この電気自動車をカーシェアリングしている。それも今有料でなんですけども、

やっているという、そういう事例がございました。

豊能町にも当然電気自動車の車両がたしか2台あるのかなと思うので、この公用車をカーシェアしていくというふうな意味で、EV車両を使ってのカーシェア、そういったところからまずは始めてみてはどうかとこのように思ったわけでございますけども、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町におきましても、地域の脱炭素化及び循環型社会の実現に向けた取組を推進し、地域社会の持続的発展に資することを目的として、株式会社能勢・豊能まちづくり、また三井オートサービス株式会社等との協定書及び覚書書に基づきまして、令和5年8月からEV車を公用車として2台リースにより導入したところでございます。再生可能エネルギーとして、EVのカーシェアリングや災害時の電源確保等においても全国的に注目されておりますので、本町におきましても、今後、公用車の更新の際に判断していく必要があると考えております。

EV車の場合、100%フル充電時でも、ガソリン車と比較して、航続可能距離が比較的短く、本町のリース車でいいますと、約180キロメートルと、100キロメートル程度の航続距離かなと思ってございますが、それと渋滞時の走行や登坂路の走行、あるいはエアコン使用時等により航続可能距離がさらに短くなることがございます。本町の場合、地理的に勾配がきつい場所も、山間部等もございまして多く、公用車全体のEV車化は難しいのではないかと考えております。

また、都市部と比較しますと、自家用車の所有率が異なること、必要となる持続可能距離がそれも異なることと、本町のEV車はリースであることから、カーシェアリングを実施するとなると、リース会社との調整も必要となりますので、それらの課題もあるのではないかと考えております。

しかしながら、自治体として、カーボンニュートラルの実現を目指し、自動車から排出される温室効果ガスの削減に向け、EV車等の普及を促進することの必要性は十分に認識しておりますので、高齢者のカーシェアリングを実施している団体等の動向についても、今後注視していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

中川です。御答弁ありがとうございます。

リースの車であるので難しいかなみたいな、そういうふうなお話とか、あと180キロメートルしか走れないよみたいなそんな御答弁もございましたけども、実は私ももう十数年来電気自動車乗っております、私の車だったら、満充電して90キロメートルぐらい。走ってても90キロメートル。それと比較したら2倍走ってくれたら結構ありがたいなというふうに、私からしてみたら思うんです。あと、多分豊能町として使っているEVの使い方としては、満充電にして、多分その満充電で走って帰ってこれる、その距離を想定とかもされてるのかなと思いますけども、当然今全国各地に急速充電器とかもかなり整備されております。残念ながら豊能町には1台も急速充電器はございませんけども。そういうのもつけていたかなあかんなどは思ったりもするんですけど、それはまた別な部門での話になりま

すけども、そういった意味で、出かけた先で充電をして、足りなければ充電して、で帰ってくるというふうな使い方も当然できます。私の車90キロメートルしか走れませんが、遠方に行くときは何度も充電をして、帰ってくる時何度も充電して帰ってくる。そんなことも何度も経験はしたりしておりますけど、十分それで今のところ賄えているのか、そんな状況でもあるので、180キロメートルに限定せずに、そういう使い方もできるというようなことも、また知っておいていただければとこのように思います。

いずれにしても、今後ともこういう公用車もカーシェアといいますか、特にEVがあるんだったら、そういったものも活用をしていただければと、そのように思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、通告書ナンバー4、認知症ヘルプマークについてという項目に移りたいと思います。

豊能町といたしましては、認知症高齢者等SOSネットワーク事業というものが以前からございまして、認知症の高齢者など、又は若年性認知症の方が行方不明になったような場合に、地域の方々の応援といいますか、支援をいただいて、行方不明になった方をしっかりと早期に発見し、安全を確保をしていけるような関係機関等の支援体制、これを既につくっておられますが、私も議員になって1年目か2年目だったかなと思いますけども、いわゆるSOS事業の関連のイベントといいますか、だったのかなと思うんですけども、ある方が認知症だつて、その方が行方不明になったというようなことを一つの形にして、その方を見つけ出す、探し出すという、そういうふうないわゆるイベントに参加をさせていただい

たことがございました。当然ながらその行方不明になった方の特徴とか年齢とか、そんな情報をいただいて、それに合致しそうな人を町なか歩いて声かけていくみたいな、何かそんなふうな取組だったと思いますけれども、なかなかこれ、いただいている情報だけでは、行方不明になった方を見つけ出すというのは結構これしんどいなというふうに思ったんです、何年か前の話ですけども。

実は、とある地域におきましては、ユニークな取組をされているので、今回この質問で取り上げたんです。

これは愛知県の大府市というふうな地域で、こういうふうな認知症ヘルプマーク、そういったものを独自に作っておられるわけでございます、愛知県の大府市におきましては、平成29年の12月になりますけども、日本で初めてとなる認知症施策の基本条例として、大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例という長い条例の名前ですけども、そういう条例を制定されておりまして、この条例に基づいて、住民の方、市民の方や地域組織そして事業者や関係機関と連携をして、認知症に対する不安のないまちをつかっていく、実現をしていく、そういったものを目指しているそうでございます、そのためには、認知症について正しく理解をし、地域の中で認知症の人やその御家族を温かく見守ることが必要となっていくと。その一助となるよう、全国で利用できる認知症に特化した認知症ヘルプマーク、さっきお見せしたこういったもの、こういう政策をされたわけでございます。認知症の方がこのマークを身につけておれば、こういうふう身につけておることで、周囲の方が気軽に手を差し伸べられるようにしていける。そういったことで、認知症の方が行方不明にならないような、そういうふうな取組をこの大府市がさ

れているようでございまして、このマーク実は大府市だけじゃなくて、ほかの地域でも利用していけるような制度になっているようでございます。

豊能町でもこういうふうな制度を生かして認知症の方をしっかりと見守っていつてあげる、そういうふうな制度をつくってみてはどうでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えさせていただきます。

先ほど議員が御紹介いただきました認知症ヘルプマークにつきましては、重複する部分もあるんですけども、認知症の人を見分けて手を差し伸べやすくしやすいように、先ほど案内がございました、愛知県の大府市がデザインを公募して作成されたものであると認識してございます。

このヘルプマークの作られた背景といたしまして、今から20年前に起きた、当時91歳の認知症の男性が、線路内での列車事故にて御家族が鉄道会社から損害賠償を求められたものの、最高裁において賠償責任は負わないと判断されたことがきっかけとなり実施されているということを理解してございます。

認知症には時間や場所が分からなくなることなどの症状があり、外出先から自力で帰れなくなること、また周囲の人が気づいて保護するケース、こういうこともございますが、認知症の人は外見からはあまり分かりにくいいため、今現在障害をお持ちの方へのヘルプマーク、これは東京都の福祉保健局が発祥だというふうに聞いております。妊婦へのマタニティーマーク、これは国がつくったものでございますが、こういった目印があれば声をかけやすくなるので

はないかということで、事故に遭われた男性の息子さんが市に電話されてこのマークは作成されたようでございます。

大府市は、このマークを認知症の方が身につけることで、周囲の人々が気軽に手を差し伸べられる支援の輪が全国的に広がればと、他府県や他市町村や民間企業でも、このマークの活用ができるようガイドラインを定めておられるようです。

認知症の方もそうでない方も気軽に声をかけ合えられるような、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいるところでございますけれども、このマークを活用するかどうかについては、御家族の安心感だけではなく、身につける御本人の気持ちも配慮しながら十分考えていく必要があります、現在のところにつきましては、導入について考えてございません。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

いい答えが返ってこなくて残念なんですけれども、そうしましたら豊能町としては、どんなふうにも今後取り組んでいこうというふうな、何か考えがあるのか、あればお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

今後の認知症施策について、何か取組はというお尋ねだったと思います。

この一つといたしまして、来年度私ども策定予定を計画してございます、高齢者福祉計画の見直しの中で、認知症の方々が、本人同士が主体となり、自らの体験や希望、必要としていることなどを語り合い、暮ら

しやすい地域の在り方を一緒に話し合う本人ミーティングなどの実施につきまして、今後検討しながら認知症施策につきまして進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

ありがとうございます。しっかりと本人ミーティングいいですか、そういった制度を考えているのであれば、しっかりとまた取り組んでいただきたいと思います。

そうしましたら次の項目、通告書ナンバー5の選挙ポスター掲示板の利活用というふうな項目についての質問に移らせていただきます。

ちょうど今、この選挙ポスターの掲示板という今回内容を取り上げておりますが、つい最近、2月の8日に大きな選挙で、幾つも選挙ございましたけれども、本当に寒期中、またこの選挙の当日は雪が積もるとか、そういった状況でございましたけれども、今回のこの選挙、いろいろなことが世間でも言われておりましたけれども、知事選とかも急に始まったりもいたしましたけれども、選挙の準備の部分とかで、何かこの選挙の関係において、何か支障とかはなかったのか、まずその辺りからお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今回この1月の23日に衆議院が解散されて、そこから衆議院選挙が始まり、2月8日の選挙を迎えたところでございますが、それに呼応して知事も辞職されて、知事選挙も後からやると、実施するということになりましたので、本当に急な選挙が

二つ同時に入ったということで、非常に担当課については忙しい毎日でした。準備もなかなか、予算をそれぞれ専決でさせていただかないとすぐに対応できないという状況でございまして、特にポスター掲示場なんかは即、知事選については、告示と同時に設置できるかも危うい状況でございました。多少設置も間に合っていなかったように思っております。表示も注意書きまで記載されていないようなところで掲示がスタートして、最終的には規定どおり設置ができたと思っておりますが、それに初めは立会人の手配とか等で、期日前の準備とか、非常に全職員挙げて対応したという状況で、加えてこの雪ということで、寒い時期の選挙やったということで、本当になかなか大変な状況であったと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

そういった意味で今の御答弁にあったとおり、本当に御苦労されたんだというふうに思っております、本当に大変な中で今回の選挙の事務、本当に御苦労さまでございました。

今この御答弁の中にありましたけども、選挙のポスターを貼る公営掲示板っていいですか、こういったのも、もう本当に間に合わなかったような状況とも聞いておりますけども、このポスターの掲示板なんですけども、豊能町の箇所、多分八十何箇所だったと思いますけど、その辺りの数からお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

選挙ごとに設置するポスター掲示場につきましては、公職選挙法で1投票区ごとの数が規定されております。本町では12投票区で、計81か所の設置となっております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

81か所ということで、たくさんの場所に多くの掲示板、設置をしていただいております。

選挙が終わると、このポスターの掲示板はいつも当然ながら撤去されてるようですが、これはもう廃棄というふうになるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ポスター掲示場の設置では、選挙ごとに指名競争入札等により業務委託契約を締結し、その契約内容は設置から撤去するまでとなっております。撤去後は、受託事業者におきまして再利用されているのか、あるいは廃棄されているのかまでは把握はしておらない状況でございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

廃棄されてるのかどうか分からないけどもという答弁でございましたけども、実は東京の武蔵野市におきましては、選挙のポスター掲示板の廃材といいますか、これは廃棄をするという前提だと思いますけども、学校の授業や文化祭、そういったところで再利用をされているという、そういうのを見つけたんですけども、豊能町でも、学校だけにかかわらず、いわゆるポスター掲示板、何かに利用できないかなと思うんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

武蔵野市では、市内の小学校などから、学校の授業や文化祭で、ポスター掲示板、使用後に廃材となる木材を活用したいとの申出があり、ポスター掲示場設置及び撤去事業者との協力の下で、東京都都議会議員選挙や参議院選挙の二つの選挙で使用されたポスター掲示版の角材などを、市内の小・中学校や高等学校の授業や文化祭で利用されたと認識してございます。

選挙後の終了時期と、地域の学校等の利用ニーズが合致すれば、本町においても検討の余地はあるものと思いますが、業務委託契約が部材の撤去するまでとなっていることや、ニーズがもしない場合、その廃材の保管場所も、この確保も必要になってきます。また、撤去じゃなくて別の場所に移動するとなるとその辺の費用、あるいは学校のお子さんが使ってもらうのであれば、例えばくぎとかそういうのあった場合に、その安全対策等々も配慮も必要になってきますので、実現に関してはそれらの課題もございまして、課題が多いということで認識してございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

では時間になりましたので、以上で終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で中川敦司議員の一般質問を終わりますが、1点だけ。電気自動車の答弁について、電気自動車は国も進めている事業ですので、マイナスイメージを発信することにはなってはいけませんので、一応補足し

ます。

豊能町の、あくまでも中古です。何年も前の中古なんで、100キロメートル200キロメートルという話になりますが、今の新車は普通に500キロメートル近く走るものもありますんで、ガソリン車と変わらないレベルにもなってますんで、そこら辺だけは誤解のないよう、補足だけさせていただきます。

以上で、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第3号議案から第24号議案まで」を議題といたします。

第3号議案から第24号議案までに対する総括質疑を行います。

質疑内容は、それぞれ各常任委員会及び予算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお、御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

初めに、第3号議案から第17号議案まで及び第24号議案の16件に対する質疑を行います。

才脇明美議員。

○6番（才脇明美君）

才脇です。

第3号議案、豊能町犯罪被害者等支援条例についての質問です。犯罪被害者が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、

見舞金の支給は規定で定めるとのことですが、想定件数や財政規模についての見込みがあれば教えてください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

今回条例を制定させていただくに当たりまして、その詳細については規則で定めることとしておりますが、今回同時に来年度の当初予算にも計上させていただいております。内容につきましては、犯罪被害に遭われてお亡くなりになられた御家族に対しまして30万円、そして傷害を負われた方については10万円ということで、合計40万円を当初予算で計上してございます。1件ずつの計上になってございますが、あつてはならないことなんですけれども、件数が増えてくるということであれば、また皆様に補正予算をお願いするということになると思います。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

才協明美議員。

○6番（才協明美君）

犯罪被害者等の支援を連携する関係機関ですが、既に協議を開始している団体があればお示してください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

おっしゃっていただきました関係団体ということでございます。既に協議といたしますか、やり取りさせていただいておりますのは、管内の豊能警察でございます。大阪府の中にも、認定NPO法人大阪被害者支援

アドボカシーセンターというのがございまして、こちらにも専門相談員等を配置されておられまして、いろいろ御相談を受けるということもお聞きしてしますので、こういった団体についても関係協力をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに。秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

秋元です。5号議案についてお尋ねします。

豊能町のスクールバスの運行に関する条例です。これは長年あれしましたからありがたいと思いますけれども、今回の4条ですね。バスを使用できる者は、新光風台地区に在住し、とよの西学園に通学する1年、2年生とするってなってますけども、1、2年。その後、ただし町長が認めた場合はこの限りでないという文言を入れていただけないかなと。というのは、1、2年、その上ですね、身体的にやっぱり問題を抱えてるとか、それからけがしたとか、いろんなケースが出てくると思います。そういう場合は、バスが利用できるような形を考えていただけないかなと思ひまして、質問をさせていただきます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今回スクールバスの条例の中に新光風台にお住まいの1、2年生というふうに規定しているところにつきましては、今後光風台小学校からとよの西学園に学校が移ることによりまして、要は新光風台地区にお住まいの方々が一番やはり距離が遠くなる度合いが高い。新光風台地区にお住まいの中には、学校が近いからということで

新光風台を選ばれてお住まいになっていらっしゃる方がいらっしゃるというところと、あとは1、2年生という、体力的にまだ発達段階にあるっていうところを考えると、今回新光風台地区にお住まいの1、2年生という規定にしておるところです。

もし、例えば支援を要する方であるとか、お体に今現在そういった形で、何らかの形で通学しづらいついていうところについては、例えば新光風台だけではなくて、ここについては町全体で考えなければいけない課題になると思っておりますので、今回のスクールバスの条例からは、この新光風台の1、2年生という形で考えていけたらというふうに思っているところです。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

体に何となく問題があるとかけがしたとか、そういうのを、今の答弁ですと豊能町全体で考えるってようなお返事なんですけれども、それは豊能町全体で何箇所もカバーするって理解していただいているんですか。決してそうではないと思うんですよね。そういう意味ではないと思います。じゃなくて、その新光風台の地域だけそういうことはできないという意味だと思うんです。だけど、実際バスも走ってることで、身体的に、要するにいろんな負担を抱えてる方に、さらに2年3年生になったらもう歩けというのが教育委員会の考えですか。

でね、仮にこれが学校災害か何かでけがした場合、そのときは豊能町はどのように対応されてるんですか、この登校に。送り迎えして下さるんですか。そういうことも含めて、やっぱり今無理言ってるわけじゃないんですよ、決して。町長が認めた場合はこの限りでないという、その1文でも入れて考えられないかっていうふうな質問

ですので、その辺りよろしく願いいたします。

御答弁をお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在も、例えば登校に不安があるような形で、健康に御不安がある場合、学校と個別に協議をしていただいて、例えばですけれども、保護者の方が送り迎えをしていらっしゃるのかそういった形で今は運用しているところでございます。これは町全体で、今そういう形で、各校ともに運用をしているところございまして、今回は新光風台地区に、先ほど申し上げたような目的でスクールバスを運行するという形にはなるんですけれども、今回につきましては、その目的に従いまして、新光風台にお住まいの1、2年生という形で運用をさせていただければというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

1、2年生は体力的に無理があるってことで今回の条例ですよね。であるならば、体が弱い、けがした。同じことかと思うんですね。ですから、もうちょっときちっとした答弁を考えていただきたい。と同時に、今の私が言う提案というんか要望というかな、してる分も併せて、今後きちっと考えてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

先ほどと同様の答弁になりますが、健康上の理由でスクールバスを利用することに

つきましては、やはり町全体の中で考えるべきというふうに、課題であるというふうに考えております。したがって今回の条例につきましては、新光風台地区の小学校1、2年生を対象という形で考えていきたいというふうに考えています。

○議長（永並 啓君）

ほかに。寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

第4号議案の環境基金条例制定の件について質問いたします。

今回一般財源ではなく、基金として積み立てるということの意味について、伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

これまで、今回考えておりますのは、資源紙類と廃食油に関しての費用を基金に充てるというふうに考えておまして、まだ具体的にはこれから検討していくことになるんですが、環境に関する意識の向上のPRにつながるものとか、環境保全に関する施策の推進などに充てていくために、その使途が明確になるように、基金として今回制定するものでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○8番（寺脇直子君）

今後の年間の収入は、見込額ってどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。令和6年度実績で申

します。

まず資源紙類は、令和6年度実績で約290万円。それから廃食油については、今年度から税抜きで1キログラム30円で業者のほうと契約しておる関係上、令和6年度の実績の実績が、約年間で1,500キログラムでしたので、ざっと税入れても5万円弱かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに。中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

中川です。1回目の質問です。16号議案、一般会計補正予算書、21ページをお願いいたします。

これは、在宅高齢者支援事業ということで計上されておる内容で、機械器具費、たしかおでかけくんの車両を、3台目の車両を追加するというふうに前回説明があったと思いますが、このおでかけくんの車両追加、今2台のところを3台になるわけでございますけれども、たしか運転手さんの募集みたいななんも何かちらっと見たような気がいたしますけれども、しっかりとこの3台を運行できるように、運転手さんのほうも何とか確保できるのかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

各方面よりおでかけくんの車両につきましての増車につきまして御要望をいただいております。私この一般質問とかでいただいた場合につきましては、先ほど議員がおっしゃっていただいておりますように、運転手の方の高齢化でありますとか、その数の担保がなかなか難しいという話でお話し

させていただいてました。しかしながら、当初この車両を走らせておりました高齢化率からしますと、かなり増えているというところの実情も踏まえまして、何とかならないかなということ、今運営していただいておりますNPO法人さんに一度お話を再度持ちかけさせていただきましたところ、ちょうどタイミングよく運転手を希望されている方が数名いらっしゃるということをお聞きしていますので、現在のところ車両は購入しても、その後地交会議、地域公共交通会議に諮ったりする手段もごございますけれども、運転手の担保につきましてはいけるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

(「議長2回目」の声あり)

○議長(永並 啓君)

中川敦司議員。

○7番(中川敦司君)

中川です。御答弁ありがとうございます。公共交通会議とかも経ないけませんみたいなことをおっしゃっておられましたけども、大体そしたらこの3台が使えるような時期と数と、大体いつぐらいを想定されているのかお伺い、答えられる範囲でお願いいたします。

○議長(永並 啓君)

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長(小森 進君)

お答えをいたします。

この事業につきましては更新年度がございまして、ちょうど来年度の地域公共交通会議に次の期間についての認定をいただくことになってございます。それが恐らく秋ぐらいだったかなとは思いますが、その時期にちょうどこの増車について合わせればいいんですが、今近畿運輸局との調整もございまして、そのタイミングでいけるの

かどうかということ进行调查してございます。それと、実車についてもそのときに必要なのか必要でないのかという問題もございしますので、その辺すごく見極めながら、なるべく早くできるように考えたいと思っております。

以上です。

(「3回目です」の声あり)

○議長(永並 啓君)

中川敦司議員。

○7番(中川敦司君)

すみません、そしたら次、別な項目でお伺いします。

15号議案の関係の39ページをお願いいたします。第11章になるのかな。地域文化の振興等ということで、このページのところで、郷土資料館の来館者数、これ目標値、令和12年度400人となっていて、基準値が令和6年度238人に対して令和12年度が400人っていうふうな目標値を示しておられますが、多分この郷土資料館そのものは、今後の東地区の公共施設再編におきまして、当然ながら場所が変わるというようなことになろうかと思いますが、この令和12年度の時点では、多分今の現状の場所だとは思いますが、400人、今の現状の場所で400人を目指すというふうな意味でございませうか。

○議長(永並 啓君)

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長(仙波英太郎君)

過疎地域の持続的発展計画の中で示しておりますこの目標値というのにつきましては、あくまで今現状のというよりは、新たな施設が設置できればという形で考えています。ただ、今現在そこがどういう形になるのかっていうのはこれから町全体で検討していくというところになりますので、今

回の計画上的あくまで目標値という形でこの400名という数値を計上しているところがございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに。よろしいですか。

では次に、第18号議案から第23号議案までの6件に対する質疑を行います。

菅野英美子議員。

○9番（菅野英美子君）

9番・無所属の菅野英美子でございます。

第18号議案、令和8年度一般会計予算について。予算書の128ページ、説明書の125ページ。教育費の義務教育学校費、学校管理費です。

例年、町費で賄っている先生がいらっしゃいます。今年度も計上されているようですが、数字が分からないんですが、府から十分な先生の数が配置されていないのかが疑問です。もしそうであるならば、その時点で学校の存続にも問題になるとも思っています。

まず、町費で賄っている先生の人数と金額、府から配置がないのか。町費で先生を雇う理由をお答えください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

まず、町費で今回予算として計上している人数と金額でございますが、教員として今回計上している人数が2人、人件費の金額につきましては、約になります、約225万円となります。これにつきましては、大阪府から基本的には教員の配置、これにつきましては、児童生徒数による定員の配置と特徴的な教育を実施する加配という形で、学校ごとに大阪府からの教職員の配置がなされているところです。

今回の町費による教員につきましては、

東学園の技術家庭科の教員を配置する予定で、現在予算に計上しております。これにつきましては、技術家庭、これは中学校になりますと、どの教科もそうなんですけれども、専門的ないわゆる教育をする必要があるというところで、よりよい教育を提供するために、町費として今回予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（永並 啓君）

菅野英美子議員。

○9番（菅野英美子君）

毎年この部分については決算予算、両方も質問はしてると思うんですけど、この技術家庭科とか、以前は美術とか音楽の半日の先生みたいなことを伺ったことがありますけれど、大阪府はこの技術家庭科の先生の分をいただけないのか、それとも豊能町が、1日分の先生だったら数学や英語の先生に充てておいて、町費でこの技術とか家庭科、副教科の先生を雇うのか。その考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

すみません、具体的な話なので、私答弁します。

国が教職員定数というのを法律を持っておりまして、いわゆる学級数によって教員の配置人数が決まっております。今想定しています、今度新しい義務教育学校なったとき後期学部っていうんです、後期課程なんですけども、5学級やったかな。通常学級3と支援学級2で5学級の想定の中で、国から人数の配置をいただきます。となりますと、10名やったかな、ぐらいの人数をいただくんですが、教科の指定はございません。学校の中で、その教員を何の教科に割り当てて何の教科にするというのは、学

校が計画を立てます。その中で、やはり10名ですので足らなくなってくるんです。教科、何教科やったかな。ごめんなさい、すぐ答えられないんですけども、その配置の中で、どうしても足りない教科が出てくるのを、以前は臨時免許というのがございまして、例えば技術の先生が府から、免許がないと中学校は絶対授業を教えられませんので、家庭科の臨時免許という許可だけをいただいて免許をもらうんです。だから、本当は家庭科の先生じゃないんですけども家庭科の授業を持てるという状況をもって授業します。なぜかという、家庭科というのは、学年週1時間ほどなんです。だから、3時間ほどの授業を、技術の先生も3時間ほどなんで、合わせても6時間ぐらいになるので、持っていただくということでやってたんですけども、やはり子どもたちにとったら、やっぱり中学校で、先ほど部長が申し上げました専門的な授業を受けさせてあげたい。だから、臨時でもらった免許の先生ではなくって、きちっと家庭科なら家庭科の免許を持つてる先生のやっぱり深い専門的な授業を受けさせたいということで、町のほうのお願いしまして、足りない教科の免許を持った先生を配置いただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

すみません。先ほどの管野議員の御質問に対する答弁の際、教員定数の部分を、児童数生徒数と申し上げましたが、学級数の誤りですので、申し訳ございませんでした。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○9番（管野英美子君）

以前の教育長の答弁で、新谷先生の答弁で、一般的には、教科によって違いますけれど、1学年三、四クラスを持っておられると思うんですね。少人数の学校のデメリットとして、中学校が1年生から3年生までたった3クラスしかありませんので、1人の先生が担当するテストが、年間19作らなければいけないという答弁がございました。府から家庭科や美術などの先生の分をもらえないとしたら、今10人ももらえるけれども、それ割当てできなかつたら、学校の存続も危機じゃないんですか。予算委員会でまた詳しくやっていただきたいですけども、学校の先生のバランス、東西も含めて、各学校で、ここだったら5学級だから10名もらえる、西学園は何名っていう、学校ごとに決まっているんですか。東西のバランスもお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

大阪府の配置人数というところでございますが、先ほどからありましたように、学級数によって配分される部分、これにつきましては、東西のバランスというよりは、この学校は何学級あるから何名という形で決められているところでございます。それ以外に加配というものにつきましては、こういった教育をする場合にはこういう教員の配置がありますという形で、それぞれのそういう目的ごとに、そういう加配という制度が別にあるところでございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに。林和利議員。

○3番（林 和利君）

林でございます。

私からは説明資料の137ページを。

○議長（永並 啓君）

予算委員ですので。今は予算の項目の質疑の時間です。ほかに。

中川敦司議員。

○7番（中川敦司君）

中川です。そうしましたら、これ何号議案なのかな。令和8年度の一般会計のほうからお伺いしたいと思います。

予算書でいくと26ページ。それから予算説明資料でいきますと、これは何ページやな、7ページ。固定資産税の件なんですけれども、説明をいただいたときに、町税が増えてたというふうなことで、その要因が、固定資産税がアップしてますというようなことで、この予算書でいきますと、固定資産税が前年に比べて687万5,000円アップしてるっていうふうな状況で、予算説明資料のほうの7ページに、この固定資産税の細かい内訳が書かれてあって、こん中でいくと、土地に係る部分については減っているけれども、家屋、建物ですね、こちらのほうでアップしているというふうな、そのような数字になってございまして、これはあれですか、今までの建てた家が新たになったとかいうふうな、そんな意味で、この家屋の部分だけがアップしているという、そういうふうな意味合いと捉えたらよろしいんでしょうか。

（「休憩させてください」の声あり）

○議長（永並 啓君）

すみません。この際、暫時休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）

（午後3時22分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり家屋が増えているという主な要因としていたしましては、まず一つ、新築軽減が切れて税額が増える要素が一つ。新築も一定数は増えているという状況もあろうかと思えます。あと、商業施設が新たに建っておるとところの影響が出ているものという理解をしております。以上でございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに。よろしいですか。

それでは、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第18号議案から第23号議案までは、委員6名をもって構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

また、第3号議案から第17号議案まで及び第24号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって、第3号議案から第24号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、予算特別委員会委員に内田香織議員、林和利議員、池田忠史議員、才脇明美議員、寺脇直子議員、秋元美智子議員、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を、予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の互選により、委員長に池田忠史議員、副委員長に寺脇直子議員が選出されました。よろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は3月24日午後1時より会議を開きます。どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時25分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件
- 第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件
- 第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件
- 第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件
- 第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件
- 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件
- 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件
- 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件
- 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件
- 第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件
- 第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予

算の件

第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件

第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 11番